

平成 2 2 年第 5 回定例会
(第 2 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 22 年第 5 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 22 年 6 月 18 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 22 年 6 月 29 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 22 年 6 月 29 日 午後 3 時 53 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	阿部博道	○
総務課長	林伸行	○	学校教育課長	房田敏彦	○
総務課主幹	川口昌志	○	社会教育課長	徳田博一	○
行政経営推進室長	金一昇	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
企画財政課長	斉藤善己	○	農業委員会事務局次長	小野寺祥裕	○
企画財政課主幹	石橋吉伸	○	選管局長	林伸行	○
住民生活課長	山口善勝	○	選管次長	川口昌志	○
住民生活課主幹	伊藤同	○	監査委員事務局長	長良英俊	○
保健福祉課長	鶴田憲治	○			
保健福祉課主幹	山田英孝	○			
特養園長	鈴木悦郎	○			
特養主幹	清野敏幸	○			
産業課長	深田知明	○			
産業課主幹	小野寺祥裕	○			
建設課長	上野安男	○			
建設課主幹	江草智行	○			
会計管理者	酒井操	○			
総務課庶務担当主査	伊藤泰広	○			
企画財政課財政主査	横山智	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	長良英俊	○	事務局主任	中橋育美	○
事務局主査	石川篤	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 鳥本嵩樹 6番 白馬康進
2			諸般の報告	
3	議案	45	津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
4	〃	46	津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
5	〃	47	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
6	〃	48	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	49	津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	50	津別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	51	津別町有害獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	52	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	
11	〃	53	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	
12	〃	54	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	55	北海道市町村備荒資金組合規約の変更について	
14	〃	56	平成22年度津別町一般会計補正予算(第2号)について	
15	〃	57	平成22年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
16	〃	58	平成22年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	
17	〃	59	平成22年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について	
18	〃	60	平成22年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
19	〃	61	平成22年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について	
20	〃	62	平成22年度津別町上水道事業会計補正予算(第1号)について	
21	意見書案	3	地方財政の充実・強化を求める意見書について	
22	〃	4	戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書について	
23	〃	5	森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書について	
24	報告	5	繰越明許費の繰越について(津別町一般会計)	

日程	区分	番号	件名	顛末
25	報告	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
26	〃	7	株式会社相生振興公社の経営状況について	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。暑い中ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長により議長において

5 番 鳥 本 英 樹 君 6 番 白 馬 康 進 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（長良英俊君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は、昨日配付しましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について、第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 45 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 45 号 津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） おはようございます。ただいま上程となりました議案第 45 号 津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

最初に条例改正の理由であります。次に申し上げます 3 つの理由から改正しようとするものであります。改正理由の 1 点目は、平成 21 年度に成立を見ております国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正、また、人事院規則の改正が本年 6 月 30 日に施行されます。これらの法律は、少子化の流れを変え、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる職場環境を目指して、昨年 6 月に改正された民間育児・介護休業法の改正と同趣旨の措置を、公務員部門においても措置するという考えで整備されたものであり、本町職員の勤務条件につきましては、従来から国家公務員に準じて対応してきているところから、このたび国家公務員等の関係法律が改正されたことを受けて、本町においても関係条例を改正しようとするものであります。この改正法は以降、「21 年度改正法」という呼び方で説明させていただきます。

2 点目は、国は平成 19 年度から制度を導入しております育児短時間勤務について、本町は地域事情等から導入を見送っておりましたが、今回、子育て期間中の働き方の見直しをするという国の法改正の内容に、事業主に義務化された内容を含むことから、本町も条例で規定するものであります。この改正は以降、「19 年度改正法」という呼び方で説明させていただきます。

改正理由の 3 点目は、これまで本条例は、条文の構成等が準則と違う形で整備されておりましたが、本条例は今後も国の法律改正により、関連して改正が必要になることが想定されることから、この際、準則に倣って整備しようとするものであります。

それでは、議案第 45 号について、説明資料の新旧対照表 1 ページから 11 ページにかけて改正後の条文を中心にご説明させていただきます。

新旧対照表の 1 ページ、改正後の第 2 条第 2 項は、19 年度改正法を受けて、今回、新たに整備する「育児短時間勤務」に関する規定です。この育児短時間勤務というの

は、職員が小学校に就学するまでの子を養育するために、午前勤務、午後勤務など幾つかある勤務形態のうちから選択して勤務することができるという制度で、その勤務形態は、任命権者が定めるという内容であります。

同条第4項は、「任期付短時間勤務職員」に関する規定です。この任期付短時間勤務職員というのは、ただいまご説明いたしました育児短時間勤務で抜けた職員の代替として採用する、任用期間に定めのある職員のこと、勤務時間は、週31時間までの範囲で任命権者が定めるという内容であります。

次、3ページの改正後第3条は、これまで日曜日及び土曜日は勤務を要しない日としていましたが、改正後は「週休日」と呼称を変更し、あわせて育児短時間勤務職員等の勤務時間の割り振りを細かく規定するものです。

4ページの改正後第4条は、週休日の振りかえの規定ですが、これまで規則で定めていた週休日の振替は、半日単位で行えるという規定を、より細かく条例で整備するものです。

次、第5条第3項の休憩時間は、一斉に与えることが基本となっておりますが、昼窓口の対応などを考慮して、規則で定めれば、一斉に休憩を与えないことができるという根拠規定を設けるものです。

4ページから5ページの改正後、第6条は、昨年12月に改正し、本年4月施行の月60時間を超える時間外勤務職員に対する代休時間の規定、第7条は、時間外勤務の命令の規定を条立てして整備するものです。

改正後第8条は、21年度改正後に伴う改正で、「育児・介護に伴う早出遅出勤務」について、規則で運用していたものを、今回、条例で規定するものです。

次、6ページの改正後第9条関係も、21年度改正法に伴う改正で、育児・介護を行う職員の深夜勤務・時間外勤務に係る新たな規定です。

第9条第1項は、小学校に就学するまでの子を養育する職員から、「深夜勤務の制限」の請求があった場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務をさせてはならないという規定です。

同条第2項は、3歳に満たない子を養育する職員から、「時間外勤務の制限」について請求があった場合は、時間外勤務をさせてはならないという規定。

それから、同条第3項も、時間外勤務に関する規定で、第1項では3歳に満たない子がいる場合の時間外勤務について申し上げましたが、ここでは、小学校に就学するまでの子を養育する職員から、「時間外勤務の制限」の請求があった場合は、一定の時間を超えて時間外勤務させてはならないという規定であります。

同条第4項は、要介護者を介護する職員についても、当該職員から請求があった場合は、深夜勤務をさせてはならないということと、時間外勤務についても当該職員から請求があった場合は、一定の時間を超えて時間外勤務させてはならないという規定であります。

次、7ページ、改正後第10条は、休日についての規定ですが、休日は祝日法による休日と年末年始の休日とする規定で、これまで一部曖昧だった表現の明確化を図るものです。

8ページの改正後第11条は、休日勤務した場合の代休日についての規定ですが、これまで週休日、いわゆる土・日の振替休日と混同しがちだった表現を、休日に勤務した場合の代わりに休日は「代休日」という表現とし、週休日に振替と区別するものです。

議案に戻っていただいて、附則第1項といたしまして、この条例は平成22年7月1日から施行するものです。

附則第2項は、ただいまご説明いたしました津別町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の改正に伴って変更が生じる、津別町職員の給与に関する条例の引用条項の変更であります。

以上、改正内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 46 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 46 号 津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいま上程となりました議案第 46 号 津別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

最初に、改正の理由であります。議案第 45 号で申し上げましたことと同様、育児や介護をしながら仕事と家庭の両立支援を一層進めるという観点から、国において平成 19 年度から制度導入を図っております育児短時間勤務に係る関係法の改正、略して「19 年度改正法」、さらに平成 21 年度に成立し、この 6 月 30 日から施行となります国家公務員及び地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正、略して「21 年度改正法」が改正されたことから、これらを受けて本条例において所要の改正を行うものであります。

それでは、説明資料の新旧対照表 12 ページから 17 ページにかけて、主な内容について改正後の条文を中心にご説明いたします。

12 ページ、改正後の第 1 条ですが、これは引用条文の条項を簡易な表記に改めるものです。

改正後の第 2 条は育児休業についての規定です。この育児休業というのは、職員が 3 歳未満の子を養育するため、子が 3 歳に達するまで職員の身分を有したまま休業できる制度です。これまで育児休業は、非常勤職員や臨時職員には認められておらず、また、家族の中に子を養育できる者がいる場合は、育児休業がとれなかったのですが、改正後は、子どもを見ることができる家族がいる場合でも育児休業を取ることができるなど、育児休業を取得できる職員の範囲を拡大する 21 年度改正法を受けての改正で

あります。この育児休業は、現在2名の職員が取得しております。なお、育児休業期間中は無給であります。

第2条の2も育児休業に関する21年度改正法を受けての改正で、これまで育児休業の取得は原則1回となっておりますが、改正後は、子の出生の日から一定期間を経過するまでに1回目の休業を取得した職員は、再度、育児休業を取得できるとする新たな規定です。その一定期間とは、子の出生の日から8週間を経過するまでの間とすることを条例で定めるもので、この8週間という期間は、妻の産後休暇の期間中、家事や上の子の世話などで夫が出産後の妻をサポートすることを想定しての期間です。

13ページの改正後第5条は、21年度の改正法に伴う改正で、これまで育児休業を取得している職員が、家族の中に当該子を養育できる者ができた場合は、育児休業の承認が取り消しとなったのですが、改正後は他に養育する者がいても休業を継続できるなど、育児休業の枠を拡大する内容であります。以上が育児休業に関する規定の改正です。

続いて、14ページの第9条から17ページの第15条は、育児短時間勤務に係る規定で、19年度及び21年度の改正法に伴う改正です。この育児短時間勤務というのは、議案第45号でも申し上げましたが、職員が育児と仕事の両立を図れるよう、小学校に就学するまでの子を養育するために勤務時間を短くして、一定のパターンの勤務形態で勤務することができるという制度であります。

14ページ以降の主な内容を簡単に申し上げますと、14ページの改正後第9条及び第10条関係は、改正法により育児短時間勤務の取得条件を拡大する規定。第11条は、育児短時間勤務職員の勤務形態について4通りを想定して規定。第12条、第13条、第14条は、育児短時間勤務の期間延長の請求手続きや承認を取り消すなどの規定です。

続いて、17ページの改正後第15条は、部分休業に関する規定で、対象職員を育児休業同様に拡大する内容への改正であります。この部分休業というのは、小学校に就学するまでの子を養育する職員が、当該子が小学校に入るまでの間、勤務時間の始めまたは終わりにおいて1日を通じて2時間以内、職務に従事しないことを認める制度で、勤務しない時間は、給料は減額となります。

議案に戻っていただいて、附則としまして、この条例は平成22年4月1日から施行

するものです。

以上、改正内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 今回、この育児関係の法律改正の制度の趣旨についてはわかりました。それで、ちょっと聞いておきたいのですが、今、総務課長も簡潔に説明してくれたわけですが、例えば、今回のこの規定改正によって、今まで従来、短時間の育児関係においては認めてないと、今回19年度、20年度、そして新たに22年度の育児法によって育児休業を取得する職員が今までと違って認められていくことになる。現在、町では二人の該当者がいるということですが、これ拡大していきますと、一般職というのですか、こういう該当する人がふえてくる可能性が出てくると思うのです。そのことに対して、例えばパート職員だとか臨時職員だとかというものが当然代休職員として、代替職員として必要になってきますけど、うちの場合は、現在は今二人ということで説明ありましたが、今後こういうものが拡大していくと、町としてはどのような形になって動いているのか、その辺の見通しだけちょっと参考に聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいまご質問ありました中で、短時間勤務について今回初めて制度を設けるということであります。この短時間勤務につきましては、例えば午前中だけ勤務とか、午後だけ勤務だとか、あるいは週のうち2日半勤務とか3日勤務という、そういう勤務形態なのですけども、それを今すぐ実施すると、そのあと補充、代替の対応だとか、内部で調整できるかという部分等の問題がありますので、この短時間勤務の内容につきましては、もう少し検討する必要があるかなと、今現在、制度としては設けますけども運用に当たっては、さらに検討する必要があるかなというふうに思っているところです。

育児休業につきましては、既に取得しておりまして、今現在、申し上げましたとおり2人の職員が育児休業を取得しております。そのうち1名につきましては、保健師

ということで、保健師につきましては専門職ということでなかなか町内で代替を見つけるといことが難しいということで、町外から来ていただいております。今後においても国の流れ、急速な少子化の流れを止めるという部分、これに対しては、民間、公務員問わず仕事と育児、あるいは介護の両立と家庭生活の両立ということがさらに進んでいくと思います。本町の職場におきましても、今後こういったことが進んでいく。特に、昨年から新規採用職員の採用もまたはじめておりますので、毎年3人平均ぐらいの職員を採用するということの中には、当然女子職員もおります。そういった中で、女子職員がいれば妊娠・出産、あるいは女性だけに限らず男性も育児休業に参加するというので、男女そろって子育てするというようなことが社会の流れとしてありますので、こういった流れは広がっていくというふうに考えているところです。ただ、先ほど育児短時間勤務のところでおし上げましたとおり、職員の抜けた穴といいますか、仕事はなくなりませんので、その仕事をどういうふうに対応するかという部分については、今後なお検討する必要があるかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、議案第47号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（林 伸行君） ただいま上程となりました議案第 47 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

最初に、条例改正の趣旨であります。去る 3 月の参議院予算委員会等で指摘があり、これに伴い総務省から調査及び改善通知があった、給与の支払い前に一部を天引きする、いわゆるチェックオフについて、本町はチェックオフできる項目を規則で規定しており、特に指摘は受けなかったのですが、この機会に地方公務員法に基づき、条例で根拠規定を整備しようとするものであります。

それでは、議案第 47 号について、説明資料の新旧対照表 18 ページでご説明いたします。第 2 条の 2 は、改正前の規則で定めていた給与からの控除の規定を新たに条例で規定しようとするもので、職員の給与は、基本的には全額支払の原則に基づいて支給することになっていますが、税の徴収等、法律により特に認められた場合のほか、条例に規定されたものもチェックオフできるとする根拠を明らかにする規定です。

同条第 1 号は、町に収める使用料、第 2 号は職員共済会への会費や負担金のたぐい、第 3 号は団体契約の保険料、第 4 号は職員組合の組合費、第 5 号はこれまで町長が認めるものとしていましたが、改正後はその他規則で定めるものとして、規則において最低限会則があって主な構成団体が職員である団体である会費、例えば管理職会の会費など、取り扱える範囲を制限して規定しようとするものであります。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、改正内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 47 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 48 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 48 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課主幹。

○総務課主幹（川口昌志君） ただいま上程となりました議案第 48 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

改正理由ですが、本条例は昭和 38 年の旧自治省、現在の総務省ですが、これから出されました準則に沿った条文内容で、昭和 39 年に制定されたものですが、昨日の提案理由にもありましたように、今回の一部改正は、字句訂正による訂正であります。制定当時における字句の誤りですが、それらと判断されるものの訂正、さらに法制上の字句の表記、句読点の挿入あるいは削除等の整理によるものとなっております。

それでは、説明資料 19 ページの条例、新旧対照表をごらんください。まず、第 1 条の見出し中、「この条例の」を削りまして「趣旨」といたします。

第 2 条第 1 項ただし書き中ですが、「価格の差額」を「価額の差額」に。また、「高価なものの価格」を「高価なもの」に改めます。価格と価額についてですが、一般的に物などの値という意味では全く同じなのですけれども、この改正、字句としては全くの誤りということではないのですけれども、改正前の価格につきましては、一般的に単品としての商品などの価格や個別的な値段などを表すものとされておりまして、この価額に改める部分につきましては、客観的価値、会計上あるいは帳簿上の価値などを指すものとされておりまして、条例準則の表記である価額に今回改めようとするものであります。次に、第 1 号中、「本町」を「津別町」に改め、第 2 号中、「、その他公共団体において」の前にある点の位置をその後ろに付すこととします。また、先

ほどと同じく「本町」を「津別町」に改めるものです。第2項中の「価格」につきましては、先ほどと同様の字句訂正でございます。

続きまして、第3条は、「次の各号」と「又は」の前にそれぞれ点を付し、「価格」を「価額」に改め、第1号中、「、公用」を「公用」にまた「譲渡する」を「譲渡するとき」に改めます。次に、第2号において、「、維持」を「維持」に、「当該用途」を「、当該用途」と、点の位置の整理と「地方団体」を「地方公共団体」に改め、次のページになりますけれども、同条第4号中においては、「代るべき」を送り仮名「わ」を加え、「代わるべき」に、「、その用途」を「その用途」に「当該用途の廃止」を「、当該用途の廃止」と前にそれぞれ点を加えるものでございます。次に、「、寄付を受けた財産の価格」の部分は、前の点を削ると「価格」を先ほど同様に「価額」に改めようとするものでございます。さらに、「、当該寄附者又は相続人」の前の点を削ることといたします。

続きまして、第4条、「次の各号」の前に点を加え、次の行、「価格で貸付ける」の部分を「価額で貸し付ける」、「価格」を「価額」に改めるのと、貸し付けるの送り仮名、「し」を加えるものでございます。次に、同条第2号中の「貸付を受けたもの」を「貸付けを受けた者」、貸付けの送り仮名、「け」を加えるものと、「もの」を漢字の「者」に改めるものでございます。

続きまして、第5条は、先ほどの第2条同様、「本町」を「津別町」に改めまして、第2項中、「前項の場合」を「、前項の場合に」と点を設けるものでございます。

第6条では、「次の各号」の前に点を付し、「これを譲渡し」を「これを譲与し、」に改め、「価格」を「価額」に改めます。譲与に改める部分につきましては、金利や財産等、有償や無償で譲り渡すことを一般的に譲渡といいますけれども、無償で財産等を譲渡することを、特に譲与と表記することとされており、この条例の趣旨と第3条の条文との不整合から字句の誤りであるため、今回、字句を改めようとするものでございます。さらに、同条第1号と第2号のアンダーライン改正部分につきましては、それぞれ対照表右側の改正部分にありますように、それぞれ点を加え、あるいは削除等を行うものでございます。

次ページの第7条では、「公益上」の前に点を置き、先ほど同様「価格」を「価額」

に、貸付けるの送り仮名、「し」を加え「貸し付ける」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、内容のご説明を申し上げましたが、字句訂正が多岐にわたる改正ではございますが、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 29 分

再開 午前 10 時 30 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 48 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 49 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 49 号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 49 号 津別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

先の提案理由でも申し上げましたが、本議案につきましては、国民健康保険法の一部を改正する法律の施行により、関係条文の整理が必要となったことから、条例の一部を改正する条例の制定をいたしたく、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

改正を行おうとする津別町国民健康保険条例第10条につきましては、特定健診等の保健事業の規定であります。このたびの国民健康保険法の一部改正によりまして、根拠となります規定部分が第72条の4に改められましたので、本条例も同様に改めるものであります。

それでは、改正を要する条文につきまして、新旧対照表でご説明申し上げますので、説明資料の22ページをお開きいただきたいと思います。第10条中、改正前「法第72条の5」を「法第72条の4」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第50号 津別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程になりました議案第 50 号 津別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由で申し上げましたとおり、今回の津別町立へき地保育所条例の改正は、別表に定めている津別保育所の 2 歳未満の定員を 8 人から 12 人に改正するものです。

現在の津別保育所の入所状況は、2 歳以上の幼児が定員 50 人に対し 49 人、2 歳未満は定員 8 人に対し、附則で定めている定員の 15%増の特例を使い 9 人が入所し、2 歳未満については定員を満たしているところです。現在、担当課のほうに保護者 3 人の方から今年度中の 2 歳未満児の入所希望の問い合わせがあり、町としては、定員改正や必要とする保育士等を配置することで入所の要望に応え、子育て家庭を支援していきたいと、現在の 2 歳未満の定員 8 人を 4 人ふやし 12 人の定員に改正するものであります。

具体的な改正内容について、説明資料の 23 ページの新旧対照表をごらんください。別表 1 第 2 条関係のへき地保育所の名称・位置・定員の津別保育所 2 歳未満の定員「8 人」を「12 人」に改めるものです。

議案に戻っていただいて、附則におきましては、この条例は平成 22 年 7 月 1 日から施行するという内容です。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） 委員会でも説明あったのかもしれませんが、ちょっとお伺いしますが、定員を現在の 8 人から 12 人にふやすということは、働く家庭の応援という意味では賛成なのではけれども、子どもたちの居場所を広げるということが一般会計の補正にも出ているのですけれども、広げるということなのでしょうか。今までの定員内の狭いところに、また 4 人ふやすということでなければ私は賛成できると思うのですが。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま茂呂竹議員のほうから、現在の 2 歳未満の受け入れをしている部屋の面積等についてご質問がありました。津別保育所の場合

は認可保育所ではございませんが、認可保育所の設置基準でいきましたら、2歳未満の場合は3.3平米、一人当たり3.3平米の面積が必要だといわれております。それで、現在、2歳見未満の部屋で使っている部屋は61.97平米ございます。単純に3.3平米で割りますと18人の受け入れが可能だと、そういう面積になっておりますが、ただ、この部屋にはベッドだとか、あるいは子ども用の物を入れている箱だとかそういった備品等が置いてあるということで、18人びっしりを入れるということは、2歳未満の幼児を保育をしていく環境としては、やはりある程度の広さが必要であろうと、そういうことで、現在の8名から4名ふやした12名と、そういう定員にした理由であります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今、待機している父母の話が3名ということで、今回12名にしたということで、それと、面積については当初、同じスペースの中で5人か6人からスタートしてきていて、それを考えると何倍にもなって、現状でももっと工夫しなければ面積だけではなく、物がいっぱいあつたりなにかして、9人でもお昼寝の時間なんかものすごく手狭だったのですよね。それと、職員がふえることは後ろのほうに出ていたかと思えますけども、小さい子には認可だと3人に1人、2人に1人だとかいろんなことがあつて、それがへき地保育所は認可保育所じゃないからということで、いろいろその辺はゆるい基準のまま今日までできていたかなと思うのですけども、単純な割り算ではなく結構難しいので、もっと工夫をしなければさらに需要があるかもしれないということですよ。今も声があつて3人あるから9人のところ12人にしていたと。さらに、例えば来年また1人、2人と、出て行く人もいるかもしれないので、これが上限なのかもしれないのですけども、そんな単純なものではないので、もう少し工夫をしながらというか、それから24年だか25年に向けては子ども園ということもあるので、応急的な措置かもしれないのですけども、なかなか実態は結構、厳しい状況にあるということをお聞きして、中を何とか広げるような方法というか、あそこは古い建物であつたりするためにと言ったら変なののですけども、共有で子どもた

ちが体育館になっているのかどうかわからないのですが、その辺のところも使えるから、まあ余り窮屈でないということなのかもしれないのですが、現実には、当初スタートしたところから倍になるということでは、その 3.3 で割るようなものでないということを含めて、けがのないようにというか、やっぱり狭いと色々なことが起きる可能性もあるので、十分注意をして何というか子育て中の人たちの声は受けていってもらえればなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま貴重なご意見をいただきました。私どももこの定員の増にあたって現場を確認いたしまして、実際働いている保育士さんからもいろんなご意見やなんかもいただきました。正直、18 人面積上は入れると言ったら、18 人入れば本当に篠原議員に言われたとおり、今入っている 9 人の中でも内訳を申しますと、ゼロ歳児の方が 1 人、あと今年度中に 2 歳になる児童が 8 人おります。ですから、来年度になればその 8 人の方は 2 歳以上のほうの教室のほうに移動してしまいますので、新たにまた 4 月から新しいお子さんも入ってくるということもありますが、なるべく狭い部屋の中でぎゅうぎゅう詰めになるような、そういう保育はしたくないなというのは、町としてもそんなふうに考えておりますので、いろんな工夫をしていきたいと思っております。また、部屋がちょうど二つありますが、その間を今アコーディオンカーテンで仕切っているのですが、これも現場の保育士さんのほうから、一人が泣き出すと隣の部屋で寝ている子もまた一緒に泣き出してしまうと、そんなような感じで非常にゼロ歳児から 2 歳までといっても、すごく午睡の時間も一人一人かわってきているというか、違っているということで、その辺で今回補正予算でもアコーディオンカーテン、どうしても隙間が開いて音が漏れるというようなこともありますので、引き戸にしてなるべく寝ている子どもさんと起きている子どもさんを分けるというか、音があまり漏れないようにするだとか、そんなような工夫もしながら今後も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） きょうの一般質問でもちょっと質問させていただきましたが、保育所は社会福祉協議会のほうに全面委託されていると思いますが、所長を置くこと

が義務付けされておりますけども、所長についてはどういう形になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま保育所の所長についてご質問がございました。保育所の運営につきましては、社会福祉協議会のほうに運営委託をしておりますので、保育所の所長についても社会福祉協議会の現在は事務局長が所長という形で運営に携わっているところであります。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） ということは、全く社会福祉協議会のほうに全部ゆだねているということで、この町のほうは社会福祉協議会に委託している指導をどのようにされているのか、この点についてもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） 社会福祉協議会の指導につきましては、町で行っていますのは、入所の決定だとか、あるいは退所の決定、保育料の徴収等のほかに、保育にかける児童を、その運営を委託をしているということですので、当然、保育の業務といいますか運営の部分についても、例えば、予算の時期だとか、さらには今回のような保育の内容が変わってくるだとかそういう部分については、その都度、社会福祉協議会と協議を重ねながら運営の部分についても一緒に保育運営の部分について携わっているところであります。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 業務委託の内容はちょっと詳細についてはわかりませんが、この保育所の管理について定期的に報告をもらっているのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） 保育所のほうの運営については、日々日誌等をつけておりますので、それについては社会福祉協議会のほうに当然上がっていきます。それを定期的に見せていただいたり、今、主幹のほうから定期的にとというような話しましたけれど、そのほかにも日常的に担当者同士の間では率直にいろんな意見交換を行

いながら、できるだけ教育環境が向上するように、当然、施設管理については町のほうが全責任持ちますので、その辺も含めて連携については十分とれているというふうに認識をしていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 50 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 51 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 51 号 津別町有害獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

産業課主幹。

○産業課主幹（小野寺祥裕君） ただいま上程となりました議案第 51 号 津別町有害獣駆除奨励条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

昨日の提案理由でも申し上げましたけれども、この条例は、人畜の危害を防止し、林木及び農産物の保護をするために、有害獣を駆除した者に対し、奨励金を交付することとしまして昭和 33 年に制定され、その後、平成 21 年までに幾度かの見直しを行い運用してきているところであります。このたびの条例改正につきましては、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、今般、被害防止計画を作成中でありますけれども、計画樹立後においては、有害鳥獣駆除捕獲員として捕獲実績があった場合につき、狩猟税の 2 分の 1 減免措置が図られるため、従前からの熊に加えてエゾシカを対象とすることで減免対象者の拡大を図り、あわせてエゾシカの捕獲奨励についての交付根拠を明

確にすることにより、近年増加傾向にある農作物被害防止の推進を図ることを目的とするものであります。また、これに伴い、従前から有害獣の対象となっていました野ウサギについては、平成16年の1羽を最後に駆除実績がないため奨励に値しないとの判断から対象から除外することとし、また、農業被害防止の観点から、別に要綱を定めて駆除を奨励しておりましたハシブトカラス、ハシボソカラス、キジバトにつきましても有害鳥獣として条例で規定することとして、関係条文の一部を改正しようとするものであります。

別添配付の説明資料24ページをお開きください。新旧対照表によりご説明を申し上げます。題名中、「有害獣」を「有害鳥獣」に改めます。第1条中、「危害」を「被害」に、「有害獣」を「有害鳥獣」に改めます。第2条第1号を次のように改めます。「(1) 有害鳥獣 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条に基づき駆除の許可を受けている鳥獣をいう。」、第2条第2号中、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による狩猟免許を所持する者」を、「法第39条に基づく狩猟免許及び法第55条に基づく狩猟者登録を受けている者をいう。」に改めます。第3条の見出し中、「の対照」を削ります。第4条の見出し中、交付の次に「対象」を加え、同条中、「熊にあつては年を通じ兎にあつては毎年10月1日から翌年5月31日までとする。」を「法第9条に基づき許可を受けた捕獲期間とする。」に改めます。第5条第2号を次のように改めます。「(2) エゾシカ1頭につき2,000円」、第5条に次の1号を加えます。「(3) ハシブトカラス、ハシボソカラス及びキジバト1羽につき400円」。第6条を削ります。第7条の見出し中、「熊駆除者」を「駆除従事者」に改め、同条第1項中、「熊」を「有害鳥獣」に、「熊駆除従事者」を「駆除従事者」に改め、同条第2項中、「熊」を「有害鳥獣」に、「危害」を「被害」に、「熊駆除」を「駆除」に改め、同条を第6条とします。第8条中、「熊」を「ヒグマ」に改め、同条を第7条とします。第9条中、「熊」及び「熊の」を削り、同条を第8条とします。第10条中、「熊」を「有害鳥獣」に改め、人畜の次に「及び農作物等」を加え、「危害」を「被害」に改め、同条を第9条とします。第11条を第10条とします。第12条、本文中、「熊」を「有害鳥獣」に、ひらがな表記の「ものが」を漢字の「者が」に改め、「熊のため」を削り同条但し書き中、国民健康保険の

次に「又は」を加え、「受くるものにあつては」を「受けるものにあつては」に改め、「差引く」を、送り仮名を加えた「差し引く」に改め、同条を第 11 条とします。第 13 条、第 1 項中、「熊」を「有害鳥獣」に、ひらがな表記の「もの」を漢字の「者」に改め、同条第 2 項中、「野兎」を削り、「の両耳と引換に駆除したものに」を「町長が別に定める駆除鳥獣の部位の確認行為を終えた者に」に改め、同条を第 12 条とします。第 14 条を第 13 条とします。第 15 条中、「有害獣」を「有害鳥獣」に改め、同条を第 14 条とします。第 16 条を第 15 条とし、第 17 条を第 16 条とし、第 18 条を第 17 条とします。附則第 19 条を附則第 18 条とし、附則第 20 条を附則第 19 条とします。別記第 1 号様式及び第 2 号様式につきましては、ただいまご説明いたしました改正内容に沿って改正を行うものであります。

附則としまして、この条例は交付の日から施行し、平成 22 年 7 月 1 日から適用とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 51 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 52 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 52 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから日程第 12、議案第 54 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの 3 件を会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思いま

す。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第52号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてから、日程第12、議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてまでの3件を一括議題とすることに決定しました。

議案第52号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(林 伸行君) ただいま上程となりました議案第52号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第53号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、それぞれ関連がありますので一括説明をさせていただきます。

それでは最初に、議案第52号 北海道市町村総合事務組合理約の変更についてですが、規約変更の主な理由は、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が、平成22年4月1日から施行されたことに伴う支庁名等の変更及び支庁再編による構成団体数の変更であります。

別冊の説明資料27ページ、28ページの新旧対照表で説明させていただきます。改正前第6条及び第7条関係は、条項中の「支庁管内」を改正後「地区」に改めるものです。次に、別表第1の「桧山」の「桧」という文字、これを旧字体の「檜」という文字に、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、その他の項中の「支庁」という表記を「振興局」及び「総合振興局」に改めるものです。また、旧空知支庁であった「幌加内町」が改正後、「上川総合振興局」に、同じく旧留萌支庁であった「幌延町」及び幌延町に組合事務所がある「西天北5町衛生施設組合」が改正後それぞれ「宗谷総合振興局」に、この支庁変更に伴い振興局及び総合振興局の組合を組織する地方公共団体の数も表各項中の括弧書きのとおり改めるものです。

次に、説明資料の29ページ、30ページをごらん願います。議案第53号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてですが、変更の理由は、議案第52号同様、

支庁制度改革に伴う変更であります。改正の内容は、第5条の表中、「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局」に改めるものです。また、別表区分の各項中、「支庁管内」を「管内」に改め、支庁を変更する旧空知支庁は、空知支庁の「幌加内町」は「上川管内」に、同じく旧留萌支庁であった「幌延町」は「宗谷管内」に、表の下の方の一部事務組合であります石狩の項中の「石狩西部広域水道企業団」は、改正後「札幌」に、同じく留萌の項中の西天北五町衛生施設組合を「宗谷」に改めるものです。なお、網走、檜山の表記につきましては、先に北海道市町村総合事務組合格約の変更でご説明の内容と同様であります。

続きまして、議案第54号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてですが、規約変更の理由は、先の二つの組合格約の改正同様、支庁制度改革に伴う変更であります。説明資料の31ページをごらん願います。改正内容は、別表第2中、「網走支庁管内」を改正後「オホーツク総合振興局」に改め、それ以外は各項中の「支庁管内」という表記を「振興局管内及び総合振興局管内」に改めるものであります。

改正規約本文に戻っていただいて附則でありますけども、議案第52号、議案第53号、議案第54号ともに、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものです。

なお、構成する市町村等におきましては、同様に直近の議会で提案されることとなっております。

以上、内容のご説明を申し上げましたが、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めたく、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 53 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 55 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 55 号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第 55 号 北海道市町村備荒資金組合格約の変更について、ご説明を申し上げたいと思います。

提案理由にもありますように、支庁制度改革に伴い組合格約の一部変更が生じまし

たので、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき組合から協議がありましたことから、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、内容を説明いたしますので、別冊参考資料、新旧対照表 32 ページをお開きいただきたいと思っております。第 6 条中、「各支庁」を「北海道総合振興局及び北海道振興局」に改めるものであります。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による北海道知事の許可があった日から施行するというものでございます。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 56 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 56 号 平成 22 年度津別町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） ただいま上程となりました議案第 56 号 平成 22 年度一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

それでは、各条項をごらんいただきたいと思っております。第 1 条につきましては、歳入歳出にそれぞれ 1 億 4,251 万円を追加し、補正後の予算の総額を 48 億 2,227 万円とするものであります。今回の補正につきましては、提案理由で申し上げましたとおりで

ありますが、特に、歳出の人件費につきましては、4月の人事異動による各予算科目間の異動、特別職報酬額の改定、共済費等の料率の改正による精査行い、一般会計で1,025万2,000円の減、特別会計で954万8,000円の減、合計1,980万円の減額補正を行うものであります。

それでは、人件費関係を除いて歳出の主なものをご説明申し上げますので、10ページから11ページをお開きいただきたいと思います。総務費、総務管理費、財政管理費、財政調整基金積立金は、津別町遺族会、佃繁男様からの一般寄附金71万1,000円を積み立てをするため、増額補正をお願いするものであります。次に、財産管理費、町有建物等維持管理経費の13節委託料は、緑町町有地、佛願寺に売り払いに伴い、町有地分筆測量業務経費といたしまして20万2,000円の増額補正、16節原材料費は、テレビ中継局借受地維持用砂利といたしまして2万7,000円の合計22万9,000円の増額補正をお願いするものであります。次に、12ページから13ページをお開きください。13ページ上段にあります土地開発基金積立金は、先ほど申し上げました緑町町有地405.57平米を佛願寺に売り払いする代金を積み立てするため、100万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、地域振興費、町営バス運行費、町営バス維持管理経費の13節委託料は、開成線バス利用通学生の減少に伴い、貸切バス運行委託取りやめにより214万2,000円の減額補正をお願いするものであります。次の企画開発費、森の健康館管理業務の11節需用費は、大浴場シャワー混合栓、脱衣室の床、非常用照明器具、玄関屋根の修繕といたしまして153万6,000円の増額補正、18節備品購入費は、製氷機購入のため69万7,000円の増額補正をお願いするものであります。次の企画振興費、地域振興施設管理業務は、相生総合交流ターミナル施設の利便性を高めるため、あずまやの移設といたしまして68万3,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、14ページから15ページをお開きください。徴税费、税務総務費、税務事務経費は、当初予算で土地鑑定評価業務を北海道電子自治体共同システム構築業務に一括予算計上していましたが、その区分の予算補正をお願いするものであります。

次に、20ページから21ページをお開きください。民生費、社会福祉費、老人福祉費、福祉寮管理経費は、昨今、消防法の適用されない小規模施設において痛ましい火災が

発生したことにより、スプリンクラー設備の設置を実施するため 399 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、22 ページから 23 ページをお開きください。児童福祉費、児童福祉総務費、その他児童扶助費経費は、未就学児童通所利用者の増に伴い 11 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の児童遊園地管理経費は、旭町児童遊園地に町有住宅を建設するため、当面の処置といたしまして遊具を移設するための経費といたしまして 18 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の特別児童扶養手当事務経費は、過年度分の精算に伴い 1 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の保育所費、保育所運営経費は、2 歳未満児の定数拡大に伴い、保育士の増員とこれに伴う備品を調達するため 228 万円の増額補正をお願いするものであります。次の保育所管理経費は、2 歳未満児の保育環境の改善により、保育室の間仕切りのため 36 万 8,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、24 ページから 25 ページをお開きいただきたいと思えます。衛生費、環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金は、マンホール鉄蓋改修に伴い 500 万円の増額補正をお願いするものであります。次の簡易水道事業特別会計繰出金は、国道 240 号配水管移設に伴い、町有地敷設分といたしまして 65 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、28 ページから 29 ページをお開きください。農林業費、農業費、農業振興費、強い農業づくり事業は、JA つべつが事業主体で実施する加工馬鈴しょ、小麦の収穫、播種機械リース事業といたしまして 392 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の地域バイオマス利活用事業は、木質ペレット製造施設工場前の舗装や侵入防止のためのチェーン、防犯灯の整備並びに下水道分担金といたしまして総計 345 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の消費・安全対策事業は、JA つべつが事業主体で実施するカボチャへプタクロル残留対策といたしまして 28 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の畜産業費、その他畜産振興事務経費は、新たに北海道酪農町村長会議に加入し、その負担金といたしまして 1 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、30 ページから 31 ページをお開きください。林業費、林業振興費、木材公共施設等整備事業は、森林整備加速化・林業再生事

業補助で実施する津別町多目的活動センター建設費用として補正をお願いするものがありますが、13 節委託料は、津別町多目的活動センターの整備工事にあたって、主な暖房といたしまして土壌蓄熱式床暖房を採用したことと、本年度は公営住宅をはじめとした建築工事が多いことから、工事管理体制の強化といたしまして 265 万 7,000 円の増額補正。15 節工事請負費は、施設床面積 386.6 平米に対する工事費といたしまして 1 億 521 万円の増額補正をお願いするものでございます。次の公有林費、町有林整備事業は、町有林隣接地の民有林 17 万 8,403 平米を、平米当たり 5 円で購入する費用といたしまして、89 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。次の基幹作業道開設事業は、延長 2,410 メートルの恩根 2 号線開設工事といたしまして 2,466 万 5,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、32 ページから 33 ページをお開きください。商工費、商工費、商工総務費、太陽光発電システム導入支援事業は、当初予算で 10 件分の予算を計上していましたが、今日現在 9 件の申請となったことから、今後の申請を勘案し 5 件分の 60 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、38 ページから 39 ページをお開きください。教育費、小学校費、教育振興費の就学援助費、その他小学校教育振興経費は、特別支援教育就学奨励費が扶助費から補助金に変更となりましたことから、就学援助費の 20 節扶助費を減額し、同額をその他小学校教育振興経費の 19 節負担金補助及び交付金に計上したことによります。次の中学校費、学校管理費、中学校施設管理経費の 7 節賃金は、身障者の生徒さんの付き添い臨時職員時間増といたしまして 17 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。次に、40 ページから 41 ページをお開きいただきたいと思います。教育振興費、就学援助費、その他中学校教育振興経費は、先ほど小学校費で説明した内容のとおりでございます。次に、42 ページから 43 ページをお開きください。社会教育振興費、少年期振興経費は、アソビバつべつ事業（川のプログラム）が河川環境管理財団からの補助となりましたことから、18 節備品購入においては、ラフティングボードの購入とこの事業に対するソフト事業といたしまして、8 節報償費、11 節需用費といたしまして 40 万円の増額補正をお願いするものであります。次に、44 ページから 45 ページをお開きください。保健体育費、体育施設費、屋内ゲートボール場管理経費は、屋内ゲー

トボール場の雨漏りに対する屋根修繕といたしまして10万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りいただきたいと思っております。4ページから5ページをお開きいただきたいと思っております。分担金及び負担金、負担金、民生費負担金、へき地保育所保育料は、2歳児未満新規受け入れ増を見込み84万円の増額補正をお願いするものであります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、子ども手当被用者小学校終了前特例給付分は、歳入精査により1,000万5,000円の増額補正をお願いするものであります。次の国庫補助金、総務費国庫補助金、投票人名簿システム構築交付金は、国民投票に係るシステム構築といたしまして8万6,000円の増額補正、次の農林業費、国庫補助金、林業費国庫補助金、美しい森林づくり基盤整備交付金は、町有林間伐事業、2.12ヘクタール分の事業費179万6,000円の2分の1に対し89万8,000円の増額補正。商工費国庫補助金、商工総務費国庫補助金、太陽光発電システム導入事業は、歳出で説明した5戸分に対して27万円の増額補正をお願いするものであります。

道支出金、道補助金、総務費道補助金、電源立地地域対策交付金は、交付金限度額の改正により10万円の増額補正をお願いするものであります。次の農林業費道補助金、農業費道補助金、強い農業づくり消費安全対策事業は、歳出で説明しましたJAが事業主体で実施する事業に対し421万円の増額補正、次の林業費道補助金、基幹作業道開設事業は、道費10分の10といたしまして2,466万4,000円の増額補正、森林整備加速化林業再生事業は、建築面積及び地域材使用の補助条件に基づき、本町に配分された5,259万7,000円の増額補正をお願いするものであります。

次の財産収入、財産売払収入、不動産売払収入、土地建物売払収入は、緑町町有地売払収入といたしまして100万円の増額補正をお願いするものであります。

次の寄附金、寄附金、一般寄附金は、歳出で説明しました津別町遺族会様から21万603円、佃繁男様から50万円の寄附金といたしまして71万円の増額補正、次の教育費寄附金は、津別ライオンズクラブ様から津別小学校理科特別事業といたしまして10万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、6ページから7ページをお開きください。繰入金、基金繰入金、公共施設等

整備基金繰入金は、木造公共施設等整備事業にあたって、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業の基金事業として積み立てていた分といたしまして 2,200 万円の増額補正、次の土地開発基金繰入金は、町有林隣接民有林購入といたしまして 89 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の繰越金、繰越金、前年度繰越金は、今般補正の一般財源不足分といたしまして 2,258 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の諸収入、雑入、河川整備基金助成事業助成金は、先ほど歳出で説明しましたアソビバつべつ事業（川のプログラム）に対し、河川環境管理財団から 40 万円の増額補正。次のその他は、ペレット製造施設周辺整備に対し協同組合負担分といたしまして 100 万円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、第 1 表にお戻りいただきたいと思います。第 1 表につきましては、ただいま歳出歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものであります。

以上、説明いたしましたので、よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 歳出のほうの 31 ページ、林業振興費の木造公共施設等整備事業 1 億 786 万 7,000 円の予算について何点かご質問をしたいと思います。昨日の一般質問でもお伺いしたところがございますが、まず最初に、この予算の説明にあたって、このまちづくりセンターの主要な事業の説明資料が提出されていないことについて、委員会では我々の委員会では報告事業の扱いで受けているわけです。やはりこれだけの肝いりの施設を予算化するにあたっては、当局としてはきちっとした説明資料を出されるべきでは、これは議会を考えたときに、きちっと内容を説明するものをできれば私の質問のあとに出していただきたいなというふうに思います。

2 番目につきまして、きのう、町長は、この管理にあたって職員を 2 名公募したいのだという内容で答弁をいただいております。そのうち 1 名は、何か銀行員がいいのではないかなというお答えをいただいたわけなのですが、なぜ銀行員なのか、もうひも付きで町長が考えているのかどうかわかりませんが、それあたりの見解を

もう一度お伺いしたいと。私ども説明受けているのは、運営については運営委員会で主体的に考えてやっていただくというふうに私ども聞いておりますけども、このことについて真意をちょっと確認をしたいと思います。

それから、3点目につきましては、今回も平面も、資料も出されないで説明を受けたわけなのですが、この私どもいただいた報告、委員会の報告の資料によりますと、カフェコーナー、国道側に配置されているようでございますが、これについて、いわゆる貸し店舗で出店する人を応募するのか、既に決まっているような考え方でこのプランを考えているのか、このカフェコーナーの必要性について現状、津別町の全体を考えた場合に必要性と、設置することについてお伺いをしたいと思います。

次に、当初は観光協会の能力も一部ここに置きたいというふうに我々聞いていたところです。最終のプランの中には観光というものが一つもないと、多目的コーナー、多目的広場、それからインフォメーションというふうに分かれておりますけども、どういふふうに変ったのかわかりませんが、2人の事務員をここに置いて何をするのか、その明確な説明がないと。それから、多目的コーナーの多目的広場、これの利用形態について、きのうも一般質問で詳しく聞けるかなと思いましたがあまりなされていません。イベントというふうに書いてありますが、このイベントの内容について新たなものを考えているのか、既存のイベントだけの対応なのか、年間どれぐらいを想定してあれだけのスペースを取ったのかお答えをいただきたいというふうに思います。先ほど申し上げた情報の分野のインフォメーションのところは観光案内があるのかどうかかわかりませんが、見た図面の中では、ただパネルだとかそういうインターネットを使って情報を提供するのかわかりませんが、そういう内容で書かれているところです。

そこで、企画財政課長の委員会の説明では、本当の目的は地場産業活性化のための施設にしたいと、そういうふうに答えていたわけですが、きのう、町長は、中心商店街の活性化の目的だと、そういうことでちょっと担当と町長の発言について食い違いがあるのかなと。ですから、この全体の本当の目的を町は考えて運営委員会にゆだねるわけですから、それあたり、あやふやにこれだけの予算をかける、また建設した後、多大な運営維持管理費がかかると。そういうことから慎重にこういうものはや

らなければ失敗したときにどうなるのかなど、運営委員会に責任を持たすのか、町長が責任をとるのか、議会も一緒だということのかわかりませんが、これを町民の皆さん、しいて言えば多くの方が心配しているということです。今のことにつきましてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 何点かご質問がございましたので、私のほうからお答えをしたいと思います。まず、1点目の説明資料がないというようなお話がございました。きちっと説明資料を出すべきというようなご意見だったというふうに思いますけれども、私どもの判断としては、今現段階におきまして、先般開催された総務文教常任委員会、それから産業福祉常任委員会にそれ以上の資料がございませんでしたので、私どもの判断として今回説明資料の提出についてはしなかったというような状況でございます。今後におきましては、そこら辺の部分も私どもも勘案をいたしまして検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、職員2名、きのう一般質問の関係で町長のほうから答弁をされて、銀行員の関係についてお話があったと。これについては、今現在、まちづくりセンター運営協議会の例えば団体推薦、あるいは町長が必要と認めている委員の部分について、今選考作業を進めているところでございます。これは、銀行の関係の方については、今後の将来の運営方向も含めて考えたときに、まちづくりセンター運営協議会の一つの委員としてその協議に加わっていけないかどうか、そこら辺の部分について、今現在検討をしているところでございます。よって、専従体制のこの職員2名配置の問題とは別な問題というか、まちづくりセンター運営協議会の一つの委員として、銀行の方についてはとらえていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、カフェコーナーを貸し店舗にするのかどうするのかという運営方法でございますけれども、これについては、非常にこの多目的活動センターについては、団体のみが活動する一つのセンターではなくて、多くの町民が利用していただくという意味においての一つの拠点施設になろうかなというふうに思っております。よって、この貸し店舗にするのかどうなのかという問題については、今後の運営協議会のほうにゆだねますけれども、やはりあそこに立ち寄った町民の方が、お茶の一杯でも飲む、

あるいはコーヒーの一杯でも飲むといったことがやっぱり必要になってくるのではないかとこのように考えているところでございます。

それから、観光協会の機能の問題でご質問がございましたけれども、これはまちづくりセンター構想プロジェクト、まちづくりセンタープロジェクト構想といったものについては、議員も御承知のとおり5つの機能といったものについて総合計画にうたわれております。その中で、ここを観光協会の一つの部分の機能と、まちづくりセンターの一つの機能を合体することについては、一人の方がやるのか二人の方がやるのか、それは別といたしまして、非常にやっぱり当面立ち上げする段階の中では、非常に難しいというふうに私どもは判断しております。よって、今観光協会の事務局は、実際問題として役場が中心になってやっておりますけれども、そういったところについては、引き続き継続しなければならないだろうというふうに考えているところでございます。よって、そのまちづくりセンター運営の主体となる専任の職員といったものにつきまして、これは今後まちづくりセンター運営協議会の中で、事業計画等々を議論していく過程の中で、どういう形の中で応募をしていくのかという問題といったものについては整理していかなければならないと。しかしながら、インフォメーションコーナーというものについても置いておりますので、そこら辺についてはいろいろ駆使ができるのかなというふうには考えております。観光協会機能というよりも、一つにはあそこに来る方たちのお客様といいますか、町民の方、いろんな情報をそこで発信できるような機能といったものについては考え合わせていかなければならないのかなというふうには考えております。これにつきましても、一つには次のいろんな質問にもありますけれども、これもまちづくりセンター運営協議会の中で議論を進めていきたいというふうに考えております。

それから、次の多目的ホールの利用形態の関係で、イベントの話がされておりますけれども、これも委員会の中でもご説明を申し上げましたように、この補助事業というのは、木材のよさをPRする一つの事業になっておりまして、その中で、一定1万1,700人程度の利用の成果指標として道の方に提出をしております。1年間を通じて町内外問わず、あそこに利用する方の成果指標として、そういうことにとらえております。そういう状況の中で、この1万1,700人をクリアするようなイベントの創設とい

ったものについても考え合わせていかなきゃならないだろうし、いろんな工房というか、団体の工房の支援といったものをしながら、その辺の部分についての利活用、あるいは活用方策についても検討していかなければならないというふうに考えております。よって、利用形態等については、今後について考えておりますけれども、そのときの補助事業の一つの申請といたしましては、年2から3回程度のイベントを一つは考えて、提案を道の方に率直に提案をしているところでございます。これは、あくまでも新たな一つのイベントということでとらえていただきたいというふうには思いますけれども、これについてもまちづくりセンター運営協議会の中で協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、委員会の私の発言と町長の今回の一般質問の発言が食い違っているじゃないか、地場産業あるいは中心市街という問題もありますけれども、基本的には、究極、本当に農商工連携といったものを培いながら、持続可能な地域社会をどうつくっていくのかということについて、一つの大きなところだというふうには思っております。しかしながら、先ほど言いましたように、当面する課題をどう着実に積み上げていくかというようなことがこれが重要なことでありまして、特に、中心市街地の再生といった言葉はいいのですが、いかに少しでも賑わいをつくり上げていくかといったところから、一つずつ積み重ねていく必要があるだろうという意味で、一般質問の町長からの答弁だったというふうには考えております。まちづくりセンターの構想のプロジェクトについては、これは相当やっぱり、ひょっとしたらこの10年間の計画ですけれども、本当の協働のまちづくり、住民主体のまちづくりを進めていくためには長い年月がかかるということも事実のことでもありますので、この辺の部分については将来にわたっている部分と、当面する一つの活動といったものについてはご了解をいただきたいというふうには考えております。

それと、町民の方も非常に心配されているというようなご意見だったというふうには思いますけれども、今まちづくりセンター運営協議会が立ち上がって、それについての情報発信に努めながら、前にも委員会の中にも町長のほうでありましたように、今後のまちづくり懇談会等々の中でも説明をしながら、皆さんの積極的な発言について聞きながら、この事業について進めていきたいというふうに考えておりますので、以

上、ご回答をさせていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ちょっと重複する部分があるかと思いますが、確認の上でお話させていただきます。私の説明がちょっと悪かったのかどうかあれなのですが、銀行員を採用すると言った覚えはありません。これは今言いましたように、まちづくり運営協議会がこれから今結成されるにあたって、その中にぜひともマネジメント、いろいろ知っている銀行員もその中に入りたい。これは支店長とか、そういうところになるかと思いますが、そういう方のご意見も運営協議会の中で、意見をたくさん参考意見として聞くようなシステムをとっていったほうがいいのじゃないでしょうかというふうにお話したつもりでいます。

そのほかに、実際にスタートする上で、専従の職員というのですか、そういったものが当然必要になってくるだろうなというふうに思っていますので、それについては公募をして、これは1にするのか2にするのかというのがありますけれども、最低1は必要だというふうに思います。私としては、2人ぐらいは必要ではないのかなというふうに思っていますけれども、その公募をする上にあたって、今の緊急雇用対策のお金が活用できるのであれば、それに越したことはないものですから、これは総合振興局の担当課とも該当になるかどうか、財源の確保という意味で、それをやっていたなというふうに考えているということです。

それと、1万7,000人ぐらいの人を1万1,000人ぐらい、そういう人たちを集めていくということは、道として補助金をもらう上での約束事と申しますか、出していますので、それでいけば365日で割ったら幾らになりますかね、30人ぐらい、それぐらいの単純平均でいけばなりますけれども、そういう、せめてそのぐらいはいつも入ってくれるというような、多少、でこぼこはあったとしてもそれぐらい最低来なければやっぱり活性化にはつながっていかないだろうなというふうに思っていますので、これはクリアしていくために、そういうものをクリアしていくことには、当然、会計検査等々があるかと思いますが、それはどうなってますかというのはチェックも受けるような形になると思いますので、それに向けて協議会の中でもいろんなアイデアがまた出てくるのを期待しているところでございます。

それと、失敗したらどうするということですが、これは、いわゆるこのまま
ずっとシャッター通りがふえていくということに、ひとつそれに何とかしなければ
と。町へ行くと皆さんもお聞きになるかと思えますけれども、隣のどこの通りは
本当にきれいだよねとか、あその町はこういうふうになってなかなか活気があるね
というお話がよくされます。うちの町もこのままいくと非常に古い町並みになってし
まいます。古くて価値のある町並みならいいのですけれども、本当に何というか、い
ずれは壊さなくてはならないというようなどころも幾つかあるかと思えますけれど
も、それを何とか活性化していこうとういうことで、この資金を使ってひとつ始めてい
こうじゃないかというふうに今進めているところでありますので、失敗を前提にしたや
り方というのは当然考えてないわけですし、これを皆さんの知恵を出しながらここ
から活性化していくのだと、そのためにその施設だけ一つつくったからといって町が何
か大きな変化が出てくるということにもなかなか難しい部分もあるかと思えますので、
一般質問のときにもお答えしましたように、それに皆さんがさらにかかわれるような
資金的な支援というのにも同時に今後考えていく必要があるのではないかといいこと
で、大通りを中心に、これから津別の町の顔というのですか、顔は、よくここの町の顔は
どこですかと言われるのですけれども、そういったものをつくっていきたいとい
うことであります。

そして、昨日もお話しましたように、五つの目的を持って進むわけですが、
それは五つとも進めていくのですけれども、スタートの時点では中心街の活性化とい
う五つの中の一つに当面は重点的に置くようなスタンスを、ほかは全然目をかけない
とかそういう意味ではありませんので、五つに力を入れていくのですけれども、当面
は先ほど言いました中心市街地の活性化というところが中心になって進んでいくだろ
うというふうに認識しているところでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） お答えいただいたところでありますけれども、最初に、冒頭申
し上げた説明資料につきまして、これなぜ私が言うかということ、委員会の資料とい
うのは町民に示して出すことはできないわけでありまして、議会に出されたものは議会の

活動として説明できると。例えば、今日傍聴人来ていませけれども、傍聴人にもこの重要な案件について、もし傍聴された場合に説明資料なしで聞いても、ただ何平米、何ぼですという話にはならないのではないかと。やはり、これあたり、きちっとした形で資料を出して内容の説明をすべきでないかと。そうなったら、この本会議で質問するなという感じで軽視しているように考えられるわけでございます。

町長は、きのう言った、この2名のうち銀行員というものについて、私の議事録見ないとわかりませんが聞いて記録した内容ではそういうふうにお答えしたのかなと。それは間違いであればいいのですが、この利用形態はこういう形で運営するというものがなければ、2名なのか3名なのわからないのではないかとということで、私は思っておりましたのでお聞きしたわけです。夜間9時まで10時まで開けるのか、土・日がどうなのか、それあたり基本的なものを町が持っていなければならないのではないのかということです。このほかにも委託業務は出てくるのではないかと。昨日のお答えでは、維持管理費の二百二十何万と、それのお答えだけでは誰も納得できるものではないのではないかとということで、これあたりきちっとして、全くこの内容からすると公共施設という扱いで担当のほうから説明あったわけなのですけども、やはりこの公共施設ということは、町が責任を持って建設するという立場から、やはりきちっとした概算でも収支について、きちっとした形で説明すべきではないかなと。ただ運営協議会、運営協議会というようにひっきりなしに言うておりますけども、全く向こうにこういうものを全部ゆだねて、責任をそっちに転嫁するのかなというふうに聞こえてならないのであります。それあたりを町がある程度こういうものを考え方だと、それで運営委員会、運営協議会で検討してほしいというのならわかりますよ。全く曖昧な考え方で運営協議会にゆだねるといのはいかかなものかなというふうに感じるどころです。このプランはもう変えられないというふうにお答え前にいただいたのですけども、これは私言っているのは問題があると。できちゃってから考えるというのは、通常はあまりちょっとこの主要な事業をやる場合に無理なところがあるのかなと。特に、この施設については町民が多く利用するという形から、町主導の公的施設じゃないということを持ってもらいたいと思います。町民が主役になって使うという観点から、やはり町民の声、多くを聞いて、このプランに反映させるべきではないかな

と。準備委員会でぱぱっと決めて、それを通すというのは今考えて何回説明を求めても明解なものがないし、最後に町政懇談会で意見を聞くと、できたあとに聞いたって意味がないというふうに考えられるところです。

このイベントも1万1,700人は不可能だと。365日毎日開業しているわけではない、200日程度と、1日割り返したら果たしてこの数字が達成できるかちょっとわかりませんが、先ほど企画財政課長は、新規事業の2、3回のイベントで1万1,700人というふうに申し上げていると。日常の利用とはまた別な話だというふうに私は受けたわけですが、その点について、再度お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午後 0時 3分

再開 午後 1時 5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

山内議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 2回目の質問にお答えをしたいと思いますけれども、まず、先ほど1万1,700人程度の部分につきましては、これはイベントで1万1,700人を達成するというような成果指標ではないということだけをご理解いただきたいと思います。いかに町民の皆さんがあそこを利用していただく、あるいは町外の方が利用していただく、そういったことを含めて1万1,700人程度の補助事業の成果指標として出しているということをご理解をいただきたいと思います。

そこで、1点目の説明資料の関係で、町民に向け必要じゃないのかというようなお話がございました。そういったところ、私どもも深く反省をしているところでございますけれども、その部分については今後検討させていただきたいというふうには考えてございます。そして、これも説明資料の議員さん向けの部分につきましては、今年

の2月ごろから準備会を立ち上げて、そしてご意見をいただきながら、あるいは総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会のほうに協議、報告を申し上げまして、またご意見をいただきながら、あるいは団体との協議も得ながら何回かキャッチボールして、この間の要するに建設費の補正予算として計上したということで私どもも理解をしているところでございます。

基本的な部分については、行政の役割として持つべきではないのかというような質問もございましたけれども、まさしくハード先行しておりますけれども、この第5次総合計画を着実に実行していく上での行政の役割として、私どもはこのハード整備について、行政として責任を持たなければならないというふうに考えているところでございますし、そのほかにも、例えば人的配置の問題等々については、これは行政としてきちっとした責任を、役割を持つべきだというふうに考えているところでございます。当然、公共施設として建設をしていくわけでありましてけれども、収支計画を示すべきじゃないかと、これについては委員会の中でも委員の皆さんのほうからご意見をいただいているところでございますけれども、まず、一つ目として当然施設としての収支計画、これは公共施設として建設をするわけでありましてけれども、歳入歳出予算がどうなるのかという問題といったものについては、これは出てくるというふうに思います。よって、昨日の一般質問でも施設の維持管理費についての答弁を町長のほうからさせていただいておりますけれども、それ以外に人件費ですとか、そういった問題も含めて総体としてどの程度になるのかという歳出計画といったものは、当然示さなきゃならないというふうに思っております。

そこで、歳入の問題でありますけれども、当然使用料という問題が発生をしますので、そこら辺についての部分については、今後運営協議会の中でどういう利用形態、あるいは使用料といったものを設定するのにかよってはかかわってくるという部分であります。よって、今1万1,750人程度の収入といったものがどうなのかという部分については、私は今の段階では言及は避けたいというふうに考えております。

もう一方で、この多目的活動センターの一つの団体、あるいはそういった方々が活用することによって経済効果といったものについても測定をしなければならないという課題がございます。そこは一つの主眼としてございますので、そこら辺の部分につ

いてもこれから精力的にそれについては各所管の委員会等々で示していきたいというふうには考えてございます。

それと、もう一つは、ここの多目的活動センターの考え方でありまして、基本的に公共施設として整備しますので、オーナーは町ということで当面は考えております。その利活用、あるいはそういった住民の団体の皆さんが活用してまちづくりに頑張ってくださいという部分の中で運営協議会という位置づけをしておりますので、当然ながらその辺の維持管理経費の問題等々について、施設の維持管理経費の問題等々については、当然町が責任を持たなきゃならないというふうには考えているところでございます。

そういう状況の中で、これからこのまちづくりセンター運営協議会含めて立ち上げていくわけでありまして、総合計画にありますように、基本構想にもありますように、「町は舞台、町民が主役」と、この町民の主役の調整をどう進めるかという部分の中では、今までのやり方ではなかなか難しいだろうというふうに考えておりまして、私どもといたしましては、基本的に今行政とどういうふうな連携を保ちながら進めていくのかといった部分については、今後もまちづくりセンター運営協議会の中で議論を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今、企画財政課長言った部分とちょっとダブるかと思いますが、私のほうからも若干お話させていただきたいと思っております。

まず、このセンター構想を今つくっているわけですが、これは御承知のように、今年の4月1日から10年先の総合計画が議会でも承認されたところでございます。その一つを先行として始まっているわけなのですが、御承知のように前政権のときに思わぬ資金の手当てがあったということもありまして、従来であればこういう基本計画ができて、そしていつぐらいにこういうものを建てていくのかということで準備を進めながら、過疎計画なんかにも乗せながら進めていくというのが通常のパターンかというふうに思いますが、そういった資金的な財源措置が先にあったということもあって、そこから始めていったわけですが、いずれにしても今、

総合計画がスタートしている、その一つの事業としてこれは組み込まれているところ
です。

そこで、2点目の質問のときに議員がおっしゃっていましたが町のほうで収支計画だ
とか、あるいはいろんなものを運営の方法だとかを、こういうことでということで立て
て運営協議会にかけて議論していただく、そして承認していただくという方法をよと
るべきじゃないかというお話がありましたけれども、実は、この総合計画、4月から
始まった総合計画は、それは従来のパターンのやり方の方法でありまして、今回、4
月から始めようとしているのは、まさに住民主体にということであります。すべての
エッセンスは、第5次総合計画の策定審議会の「はじめに」ということは、きのうも
改めてその一部だけ朗読させていただきましたけれども、それ以外にもこの「はじめ
に」の中にこういう表記もあるわけです。「私たちは、この計画の策定に当たって、「住
民参加」という言葉を敢えて使いませんでした。それなら、主役は行政になって、住
民はそこに対する「参加者」に留まってしまうからです。」ということで、住民主体に
やるということは相当時間もかかるということも当然でありますけれども、そして町と
いうか行政が黒子になるのだということも、この間ずっと言っていたと思います。そ
うすると非常にテンポが遅れてくるということも確かにあるのですけれども、こういう
ふうに思っているのですけれども皆さんどうですか、というやり方もないことはない
と思いますけれども、そうではなくて何度も何度も重ねながら、意見を聞きながら今
進めてきているということで、そういう方式をとってやっているということを御承知
いただきたいと思います。

そして、私どもも、そういう形で運営協議会がこれから間もなくできるようなこと
になりますし、そこまでに準備会があったり、あるいはその前には、そもそもあり
ます1年以上もかけた審議会の策定メンバーの方たちの意見をずっと、その流れがず
っと続いているわけです。その延長線上に今ここに来ているわけですがけれども、そ
してまた、それをまた具体的にしていくということを楽しんでやっていくというこ
とが大事ではないのかなというふうに思いますし、これは決して丸投げしているとい
うことではなくて一緒にかかわりながら、少し時間かかるけれども一緒にやっている
というふうに御承知願いたいというふうに考えているところでございます。

そんなことで、今、商工会等も視察にこれから自分たちで行ってみたいとか、いろいろ参考となる地域はないかとかいうような照会等もしていますけれども、皆さんがそれぞれ動き始めてきたということですので、それにバックアップをしていくということで、そして一緒に考えていくというふうに、今後進めていきたいというふうに思っていますので、御承知、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） いろいろお答えをいただいたわけですが、心配しているのは、できてからのことを心配しているわけです。町長は、心配したら何にもできないのではないかと、そういうことではなく、やはりこれだけの一般財源3,300万、ほかにも土地の問題含めて相当一般財源を費やしていると。このあと、この維持管理について相当要するのではないかと、そういうことから、それだけ町民の税含めて一般財源を使うのであれば、本当に利用されるものにすべきでないかということをお心配しているわけですが。

総合計画というのは、住民がどういうものを要望してどういうものを町がそれを汲んでつくるかということです。それを基本的なそういうことを考えるものに立って、今回やられたのかどうかちょっとわかりませんが、途中から突然出てきたような気がします。そういうことから、この問題については、これから本当にもう少し言われたことを是正しながら施設整備を図っていただきたいなというふうに思います。細かいことは言ってもあれですので、この問題について、今回の予算含めて、この内容では納得できないものもございしますので、これで終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございせんか。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君） 1点だけお聞きしたのですが、農林業費の部分であります。この部分の中で口蹄疫の対策費の関係ですが、これがどこにも計上されていないものですから、だからこの場できるのかどうか、まず最初に、議長さんの判断を仰ぎたいと思いますが、よろしいでしょうか。予算の関係ですが、口蹄疫の関係、ちょっと予算上に明記されていないものだから、だからこれ今質問できるのかどうか、ちょっと

お聞きしたいのですが。

○議長（鹿中順一君） 予算に入っていないので、遠慮してください。後から聞いてください。

○4番（村田政義君） わかりました。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

1番、乃村吉春君。

○1番（乃村吉春君） 2点ほどちょっとお伺いしたり、考え方を述べたいと思います。1点目は、遺族会から7万1,000円の寄附が今回あったわけですが、今後この寄附をどんな形で生かしていくのか、そこら辺についてお聞きをしておきたいと思います。

それからもう1点は、ペレット工場の前庭の舗装なのですが、現地視察したときに今のままだと雪が残っていてリフトが十分、製品運び出しできないという話があったのですが、あの勾配のまま舗装すると、舗装して日当たりのいいときは雪がないからいいかもしれないけど、雪が降ったりしたら多分また同じ現象がおきるのではないかと思います。そういう意味では、水がたまらない程度のゆるい勾配にしたほうがリフトやなんかの運行には都合がいいのではないかと思いますので、そこら辺の考え方があればお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいまご質問のありました遺族会の寄附の関係ですけれども、御存じのように遺族会につきましては、本年3月をもって会員の高齢化等含めて、なかなか組織をこれ以上維持するのは難しいということで解散ということで、今まで持っていました会費等、予算につきまして余剰が出たので、できれば町のほうでお願いしたいということで申し出がありましたので、財政、総務課も含めて協議をさせていただきまして、ありがたくお受けすることにいたしました。

遺族会につきましては、このところ補助金につきましては自分の手持ちの運営資金の中で十分やれるということで、ここ何年かについては町のほうからの補助金もありませんでした。それで、遺族会のほうからは、このあとも殉公者追悼式の関係について

ては、それだけは遺族のいろいろな気持ちがありますので続けていただきたいという強い要望がありましたので、その辺も含めて予算的には一般財源化ということで考えてはいますが、その辺の趣旨を生かしながら、今後、有効に使わせていただきたいというふうに考えていますので、そういうことをご了解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 課長、ちょっと金額7万 1,000 円じゃないから数字ちゃんと言って。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） 21 万円ほどになりますので。

（「すみません」などと言う声あり）

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） ただいまご質問のありましたペレット工場前の舗装の関係でございます。議員おっしゃるとおり、現地で見ていただいたとおり段差が若干ありまして、舗装を実施するにあたって、そこらをきちっと対応するよというご意見だというふうに思います。今管理運営を委託しております組合のほうとも十分その辺検討しまして、今後、舗装後の使用に関して支障のないような形で進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

3 番、茂呂竹裕子さん。

○3 番（茂呂竹裕子さん） 2 点についてお尋ねします。23 ページの子ども手当に関連してなのですが、町民の方からホームページが古くてというか、子ども手当に対応していないということで利用できないのじゃないかという苦情があります。また、子どもの医療費の無料化が拡大されて、この4月から実施されているのですが、そのこともまだ更新されていないと。もう3か月余り経っているので、更新されていないという苦情がありますので、お忙しいというふうには理解しますが、やっぱり適時更新されるべきではないかというふうに思います。津別町のすぐれた制度については、やはりホームページに載せて他町の人にも見ていただく、そして他町の社会福祉的なことを引き上げていく、あるいは津別町はいいところだから行って住みましょう

かというようなPRをやっぱりしていったほうがいいのではないかと、そういう心意気を持っていただきたいなと思うところです。

それから、29 ページの先ほど乃村さんの質問があった地域バイオマス利活用事業についてなのですが、リフトが滑るとか、傾斜があつて危険だというようなことがあるのかもしれませんが、私も先日行って見てきましたが、碎石というか青砂利が敷かれていて、ほとんど工場は最近ずーっと閉まったままで、限られた時期にしか稼働していないと思います。私は、ペレットをつくるときの趣旨はCO²削減の上からも一つの方法としてはよいというふうに思っていました。しかし、このひと冬を越してみても、思うような利用拡大もないと。あると言えはるのでしょうけども、思ったようには利用拡大がないし、この庁舎や公共施設にペレットを使うことによって光熱費が1,400万トータルで膨らむという話もあります。費用対効果というのはまだ時期が早いのかかもしれませんが、費用対効果という観点から見ても、これ以上投資するのはいかななものかというふうに考えています。そういうことで、ちょっとこの補正予算には私は賛成しかねるなと思うわけです。

この2点についてご回答お願いします。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいまホームページの更新の関係でご指摘がありましたけれども、まさしく言われるとおりでありまして、この件に関しましては、庁議においても町長のほうから強い指示があつたにもかかわらず、担当のほうでなかなかそこまでやりきれなかったというのが実情でありまして、ご指摘の部分も含めて内容については再度確認しまして速やかに対応するようにいたしますので、その件に関しましてはまことに申し訳なく思っております。それで、今後このようなことのないようにいたしますので、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） ただいまご質問ありましたペレット工場前の舗装の関係ですけれども、費用対効果の関係もありますので、ちょっと2点に分けて回答したいというふうに思いますけれども、まず、舗装の部分で申し上げますと、なぜ舗装が必要になったかというところを若干、簡単に説明させていただきますと、昨年、工場を

実施するにあたって、逆にあそこが砂利道なものですから、そのほうが使い勝手がいいということで組合のほうも、当初は舗装を町のほうとしては当初からしようというふうに思ったのですけれども、砂利のほうで冬場滑らないのではないかとということで舗装をやめた経過があります。実際に今年の冬使ってみますと、除雪が逆にできない、下が砂利なものですからきれいに除雪ができないということで、どうしても雪が固まってその上をリフトが走るとということで、先ほど乃村議員のほうからも質問ありましたけれども、若干の段差がありまして、そこが登りきれないということがありまして、組合のほうから何とか舗装してほしいと、舗装にすることによって除雪もきれいにといいますかできるので、組合も幾分の負担をするので舗装してほしいという話がありまして、実質、運営していく関係上、舗装が適切であろうというふうに判断して今回補正をお願いするという経過になりました。

それに関連しまして費用対効果の部分でありますけれども、実際には今休業しているという話もありましたけれども、5月、6月については確かにこの2か月間休むこととしております。その大きな理由としましては、現在、温水プールとデイサービス、特養のほうにペレットを供給しておりますけれども、それにつきましては4月までの間に予定する供給量が製品として確保してあるということで、5月、6月つくらなくても間に合うという部分が一つあります。かつ、5月、6月休むことによって電気料が、かなりの電気量を使うものですから、月100万弱の電気料がかかるものですから、2か月休むことによって経費の縮減も図れるということで、7月からまた操業を開始ということになっておりますけれども、そういったことで5月、6月今休んでいるという状況にあります。戻りますけれども、費用対効果の部分で言いますと、年間900トンの製造を計画しておりますけれども、そのうち100トンは工場で使うと、残り800トンを販売していくという計画になっておりまして、昨年は12月の途中からでございますから、数量的には320トンほどの販売でありますけれども、通年で考えますと役場、公共施設で約600トン、残り200トンを先ほど言われましたように一般のほうに販売をしていくというような格好になっていくというふうに思っております。現状、津別のほうで今ペレットストーブの普及台数でいいますと、公共施設含めて12台ぐらいのペレットストーブが現状では設置をされていると。さらに、これから公共施設の

ほうで3台ないし4台を追加していく。それから一般家庭のほうにも、極力そういったPRを含めて拡大を図っていききたいというふうに考えております。昨年、公共施設のほうにはキロ55円で販売をしていたところですが、新年度22年度からは2円ですが減額をして、キロ53円で役場のほうに、これは運搬費用込みですが減額をして、これは税込みでもあります。それから、一般家庭用向けということで、これ町内向けということですが、昨年48円で販売をしておりまして、これについても3円減額をして45円で販売をするというふうに組合のほうで22年度事業という形で総会を得ておりますので、そういう価格の部分でも若干減額をしておりますので、より一層の一般家庭向けのPRを含めていかなきゃならないというふうに考えておまして、さらには町外に対しても、町外の方にも津別からペレットストーブを販売している実績がありますので、町外の方に対しましても、そういったPRを含めていききたいというふうに考えています。

あと、その費用対効果と直接関係はしないかというふうには思うのですが、実は、町の公共施設のほうでボイラーを設置しました3施設につきまして、国内クレジット、これは経済産業省のほうが実施しているCO²削減分を販売できる国内クレジットという制度がございます。これに3施設申請をいたしまして認可を受けております。ただ、いかんせんこれすべて補助事業で設置をしたものですから、補助事業についてはカットされて、実質、町が手出した分のみ販売可能ということで、金額にしますと本当にわずかな金額でありますけども、基本的にはこういったことにも取り組んで、ホームページで全国的に津別町のところが載っております。それらがここにこういうふうに乗っているというPR不足で大変申し訳ないのですが、そういった形で、これを購入していただける企業側のほうで津別のPRもしていただいておりますので、CO²削減に取り組んでいるという部分で言いますと、金額にはかえがたい、表現できないところではありますけども、そういった貢献もできているというふうに考えております。さらに、町の温暖化計画がありますが、3年間で6%というふうな目標を立てておりますけれども、これはあくまでもまだ1年経過しておりませんが、試算で言いますとペレット3施設で年間657トンのCO²削減につながります。削減率としましては、19%になります。ですから、町のほうで計画してお

ります6%を遥かに超えたCO²削減の実績になるものというふうに考えておりました、こういった取り組みをもう少し津別町としてPRをしなければならぬというふうにも考えておりますので、そういったことでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） ホームページのことについては早速対応していただけるということで、ぜひお願いしたいと思います。

ペレットのことなのですけれども、課長はそこにずっと最初からかかわってられて、ペレットの質のことについて、どなたかからご意見いただいたことはあるのでしょうか。普及するとしましても、津別のペレットはあまり火力がないというようなことを私、聞かされたのです。それで、隣の足寄でしたか、そっちのほうが火力があっついんだよなっていうふうに言われて、何とかしないとだめだぞ、というふうなことも言われました。私はそういうことはうといで、お伝えをするということだけになってしまうのですけれども、やっぱり質の向上ということも図らなくちゃいけないのじゃないかなって、町外の方にも、町内の方にもって言っていますけれども、そういう面から他と競争したときに、津別のペレットが売れるものやら、売れないものやら、そうであれば町だけの利用になって、ほとんどが町だけの利用というふうになってしまうと、今度は町の一般会計の持ち出しが膨らんでいくというようなことにもなって、痛しかゆし、エコというのはお金がかかるのだなというのを実感するわけなのですけれども、やはり先ほどの舗装のことに戻りますと、段差があって登れないとか除雪できない、それは私もよくわかります。私のうちも青砂利で除雪機でやるときは石が隣の畑にいっぱい飛んで次の春にかき出すのが大変なのですけれども、そういう意味はわかるのですけれども、やはり命に別状があるとか、一般町民が利用するという施設ではないと私思っていますので、特に本当に危ない不都合があるというのであればいいのかなというふうに思いますけれども、当面は我慢していただくという方向でいったほうが、町民の理解も得られるのではないかなというふうに思うのですけれども。

○議長（鹿中順一君） 産業課長。

○産業課長（深田知明君） まず、前段の津別のペレットのカロリーが低いのではな

いかという話なのですけれども、正直申し上げてほかの足寄ですとか滝上のペレット、カロリー計算を実際にはしたわけではありませんので、その分については津別が低い、高いというのはちょっと私のほうからは申し上げることはちょっとあれなのですけれども、実は、ストーブメーカーのサンポットという会社がございます、その会社のほうから津別のペレットを燃焼試験をしたいということで、くださいというか販売をしたわけですけれども、その燃焼試験をしたときにはサンポットのストーブでも十分対応できると。要は、ペレットストーブの場合、ペレットの硬さですとか、津別の場合は全木といって皮も含めてペレットにしてしまいます。ですから滝上でつくっているホワイトペレットとよりは若干カロリー量は落ちるといふふうに思います。皮も一緒にペレットにしてしまうものですから。そういったストーブのほうでの微調整が必要だと、使うペレットに対してストーブを調整しなきゃならないという操作があります。これは、サンポットのストーブに限らず役場庁舎においていますストーブもそうなのですけれども、そういった部分で若干の熱量が下がっているということもあるのかもしれませんが、実際にはオホーツク振興局に津別のペレット、それから滝上のペレット、遠軽でもペレットをつくっておりますので、遠軽もホワイトペレットで全木ではありません。その3種類のペレットを展示して、それぞれ燃やしていただいているのですけれども、特別津別のがカロリーが低いというか、どうのというクレームはなくて、逆に炎が津別のが一番きれいだといふふうに支庁からは言われています。それがカロリーとどう影響するかということについてはちょっと説明できませんけれども、そういった評価はいただいております。

それと、舗装の関係なのですけれども、もう少し時期をおいてというご意見かといふふうに思うのですけれども、現状、使用していく中で、そういう支障が出ているということもありまして、これを例えば、来年なのか再来年なのかという、住民の方が理解していただけるのはいつなのかということもありますけれども、現状では製造していく上で支障があるので、そういったところを改善して先ほどの繰り返しになりますけれども、一般の方への普及をより強めていきたいといふふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいといふふうに思います。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 31 ページの多目的センターの関係ですけども、いろいろ心配する点が多いかなという実感のもとで質問をしたいというふうに思います。ちょっと項目多くなるかもしれませんが、ゆっくり言いますので、なるべく答弁漏れがないようにお願いしたいというふうに思います。

まず1点目ですけども、今までのトータルで町単費の持ち出し、多分 8,000 万程度ぐらいにはなっているかなというふうな感じはするのですが、積み上げで総額が幾らになるか、過疎債も借金ですから、それらも全部含めて単費負担お答えをいただきたいと。これに山内議員が言っていたように毎年、維持管理運営費がかかっていると 2,000 万から 3,000 万のプラスになるかなというふうな感じなのですが、まずその点について答えていただきたい。

次に、ちょっと質問とは離れるかもしれませんが、私もこの問題については一般質問を含めて収支計画だとか利用計画、再三にわたり話をしたり、質問をしてきたのですが、やはり今回、建設計画、建設予算が出たのですが、やはり利用計画だとか収支関係、町費負担もどんなふうになるのかということをややはり細切れでなく全体をややはり示してもらわないと、我々、町民に説明するにも非常に苦慮しているというふうな段階でございますので、じきに出してもらえというふうな話ですので、その辺については注文も含めてお話をしておきたいというふうに思います。

次に、先ほど単費の話をしましたけども、これだけの投資をして商店街なり、何なりの活性化という意図については十分わかるのですが、目下、商店街の多くから聞く話は、買い物客も町外に出たりして少なくて困っているというのが現状だというふうなことで、この辺は理事者側のほうも十分わかってはいると思うのですが、やっぱり、この施設をつくと並行するのかどうか知らないですけど、町外の流出客をややはり地元を引き止めるのが先決でないのかなというふうな感じがしてならないわけです。それで、地元の結局客を引き止めるということについては、多分今年もプレミアム商品券やなんかも予算化していたと思いますけども、例えば、単費でこれだけ言ってみれば町の負担をするのであれば、盆、正月含めて買う人の若干負担も伴ったりしますけども、町費で例えば全額、5割、3分の1持っても、相当な商店街の活性

化に役立つのではないかなというふうなことで、その辺のところについて町内の商店の多くから、やっぱり遅効性でなく即効性の施策を望んでいるというふうなことが非常に聞こえてきているというふうなことで、この辺との絡み合いについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

それと次には、そもそもこの事業の始まり、活性化・臨時交付金等で対応したと思うのですが、通常、補助事業のスタイルからいけば、利用計画だとか収支計画というのは必須の添付書類というふうな形に通常はなっているのですが、我々に一切お示しが無いということは臨時交付金の申請の添付書類にこういうふうなものがないのかどうか、これは最終的には会計検査とからむものですから、あっちに出す書類とこっちに出す書類が違うというのは、私としてはちょっと違和感があるのではないかなというふうに思うのですが、その辺についても伺いたいと。

次に、その施設にたくさん人を集める方法やなんかをいろいろ知恵を絞っているようでございますけれども、実際に今現在、その主力の利用団体等はどのようなふうなものなのか伺いたい。実際に施設に人が、例えばたくさん集まっても周辺の商店街やなんか一切買い物等で波及がなかったら、果たしてその効果というのがどうなのかなというふうな疑問があるのですが、この辺の波及効果の見込み等、考えがあればお聞きをしたいというふうに思います。

それと、ほぼ最後のほうになりますけれども、この施設の事業主体は町だというふうに思うのですが、先ほどの説明でも主力的なものは町というふうな話がありましたけれども、これ施設建設がなった場合に、多分管理委託契約かなんかになると思うのですが、どのような形で運営をしようとしているのか、運営協議会になるのかどうか知りませんが、そこら辺の形を伺いたいというふうに思います。ちなみに、これには管理費だとか人件費、全部含めて全面委託というふうな形になるのか、一部が町費予算になるのか、その辺も含めて伺いたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 6点ほどご質問があったように思いますので、お答えしたいと思います。まず、町単費の部分でございますけれども、今まで平成21年の9月補正から始まりまして、今回の部分含めて22年の6月補正までの関係含めて、そ

れから、先般、委員会の中でも次、平成 23 年度、外構工事含めて私どもも今試算しているところでございますけれども、それを含まますとこの施設にかかわる、例えば公有財産購入、土地購入、建物の取り壊し、庭木の移設、実施設計、委託、施設の建設、それから外構整備、それを工事管理委託も含めていきますと、事業費が 1 億 7,860 万 9,000 円というふうになります。道補助金が今回補正でやりました 5,259 万 7,000 円、それから、臨時交付金、これは土地購入ですとか建物解体の臨時交付金ですけれども 2,360 万円、それで今回補正で前回の経済危機対策臨時交付金で、基金事業で公共施設整備基金に積み立てておりますので 2,200 万、その残り、一般財源が 8,041 万 2,000 円というふうに今のところ私どもとしてデータとして持ち合わせております。そこで、この 8,041 万 2,000 円の中でも今、平成 22 年度の事業に向けて、特に今回の三千数百万の一般財源、これについては過疎債適用ということで、今事前協議を進めているところでございます。よって、一般財源が若干変わるのかなというふうには思っておりますので、その部分についてはご理解いただきたいというふうに思います。

それから、収支計画、利用計画の全体を示すべきだと、これはごもっともなご意見でございます、これにつきましても今後のまちづくりセンター運営協議会の中で、その部分について十分事業計画等々を検討しながら、この部分については所管の委員会等々含めて示していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

それから、商店街の活性化、流出する客、地元引き止める即効性を、やっぱりそっちのほうがもってこんな建物を建てるよりもそっちのほうが必要じゃないのかというご意見だというふうに思います。私も今回の第 5 次総合計画の中で、特に、地域の策定審議会委員の皆さんがいろんな課題を明らかにしたのは、中心市街地に顔がない、あるいは中心市街地が寂れてきていると。それから空き店舗が非常に多くなってきている。これはもう放置できないというところから、このプロジェクト構想といったものが始められてきているということをご理解をいただきたいというふうに考えているところであります。よって、そういった部分でいきますと、今谷川議員が言っている部分については、私の見解とは違うかもしれませんが、そういう拠点施設と、それと私もこれからの商店街、中心市街地の再生等を考えますと、そこら辺の部分のソフ

ト事業ときちっと抱き合わせた形の中で進めてかなければならないだろうというふう
に考えているところでございます。

それから、4番目の今回の補助事業の申請で、収支計画は求められてないのかとい
うようなお話がありましたけど、これは求められておりません。先ほど言いましたよ
うに、生活指標として、これは木造施設としてPRのための一つの補助事業でありま
す。

(何事か言う声あり)

○企画財政課長(齊藤善己君) 求められておりません。そのことについてはお話し
たいと思います。特に、この林業関係の補助金については、先ほど言った生活指標と
して利用者数といったものが1万1,700人程度の年間の利用者で、これを何とか達成
しなければならないという課題はございます。

それから、もう一つは、今回のまちづくりセンター運営協議会の主たる団体、ここ
だけが一つは中心となって、中核となっていていろいろと協議を申し上げますけれど、
いかに委員会の中でも説明したとおり、いかにいろんな団体の方に、要するに広げて
いくかというようところが一つのポイントだというふうに私どもも考えています。
よって、あらゆる団体、それからそれを専門性を持った町民の方が参画をしていただ
いて、こここのところの拠点施設を中心とした活性化が今課題となっておりますので、
そこら辺の部分については、私どもとしてもまちづくりセンター運営協議会の中で議
論を進めて行きたいというふうに考えております。

それから、施設の管理の方法でございます。これは、一般的に維持管理の問題含め
てどうするのかという問題はございますけれども、例えば、この前お示したように、
例えば施設の清掃をどうするのかという問題ですとか、そういった問題含めていろい
ろと管理の方法もございます。今考えているのは、当面私どもとしては、要するにこ
れは23年度以降の一つの予算になりますけれども、町の予算でこの部分については、
予算計上を進めていきたいというふうに考えております。町として発注をし、そして
その業者が委託を受けるという方法について考えていきたいと思います。しかしなが
ら、将来にわたって、そのことが例えばこのまちづくりセンター運営協議会が、だん
だん、だんだん、ひとり立ちになってきたときに、どのようにするかという方向性に

については、今後まちづくりセンター運営協議会の中で、将来、方向性も含めてその部分については議論していかなければならない課題は残っているということで、6点についての答弁にかえさせていただきます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 説明は受けましたけれども、あまりシビアなところは触らないようにしますけれども、いずれにしても補助事業でいろいろこういうふうな事業やなんかを臨時交付金も補助金と同じですから、そういう形で起こすのですから、失敗のないようにとりあえず十分考えながらやってほしいということが前段に言っておきますけれども。先ほどの答弁の中で、例えば施設に人を集めようという気構えはわかるのですけれども、その周辺商店の波及効果というのは、私はないのじゃないかなという、極論を言うと、そんな感じがしてどうにもならないのですけれども、その辺、例えばセンターに寄った人があの周りの商店に寄って買い物をするのかどうか。そこら辺商店街が求めているものとはちょっと違うし、施設を建設するのが目的でなくて、やっぱりあの周辺もにぎわったり、ひいては、買い物をしてもらって町の商店街の活力になるというか、そういうふうなことが大切だというふうに思うのですけれども、その辺がちょっと薄弱かなというふうな感じを持っております。ちょっとその辺だけに絞って、あと管理だとかその辺についてはまだまだこれから詰めて、積み上げていくような問題もありますので、その辺だけとりあえずお答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 波及効果がやっぱり求められるのではないかとということで、私もそういうふうに波及効果を求めるような、そういった利用形態含めて考えていかなければならないというふうに理解しているところであります。よって、例えば、あそこは大通り商店街でございますので、当然ながら大通り商店街の皆さんとも協力をしなければならぬし、あるいは、商工会全体含めてそういった波及効果について議論をしていかなきゃならない。よって、今私のほうで、ここで具体的な部分についてお話は避けたいと思いますけれども、そういったことの今議員が心配なされている部分についても、当然ながら議論していかなければならない大きな課題であるというふうに考えております。

今回で私どもも最近、官庁速報ですとか、そういったことも見てきますと、例えば、うちはまちづくりセンターと言っていますけれども、例えば、まちづくり役場的なものを中心市街地に置きながら、そこを中心市街地の再生でいろいろと仕掛けている地域もいろいろとございます。そういったところが、どンドンンドン全国的にもふえつつあります。これは、一番の先進地の滋賀県の長浜が先進地になっているのだろうと私は理解しております。これは、過去観光客が9万人だったやつが今は200万人を超えているという状況の中で、これはまさしくまちづくりセンターと、その商店街の振興組合との連携によって成り立った内容であります。当然ながら、行政としてもそこに連携を含めてやられた内容であります。しかし、そういったも長浜市は、もともと歴史的に豊臣秀吉の城下町から始まった歴史でありますけれども、なぜそうなったかという、600店舗あった商店街が150店舗に落ちたと、そこから危機感を覚えて、そういったまちづくりを進めてきたという歴史的な経過があります。だからといって、すぐそのことをまねすれというのは地域実態が違いますから、そういうふうにはなりませんけれども、津別町に合った部分の中で、これはなかなか外に行く集客を地元にとどめるという部分の中では非常に難しい課題でありますけれども、少しでも効果があるようなイベントですとか、各団体の取り組みを通じて進めていく必要があろうかなということで、この計画は立った一つの理由でございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからもちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

運営形態等々については、これから協議会が出来上がって、そこで、もちろん役場も一緒にその中に入っていきますので、さまざまな議論出るかと思っております。一般質問のときにもお答えしましたけれども、最初から恐らくきちっと見事に進んでいくということにはなかなかかなりきれいなかなと、やっぱり試行錯誤繰り返しながら、だんだんだんだんいいものになっていくのではないかというふうに考えているところです。

この多目的活動センター、まちづくりセンターということですが、ここは5つの機能を持っているということで何度もお話ししましたが、いわゆる、どういったらいいのか、ある種のふ化場みたいなもののイメージを自分としては持っていま

す。そこから物が生まれてくると、人の交流もあってさまざまなことが、そこから考え出されて、こういうものやってみようか、ああいうものやってみようか、これをやるためにはこういう障害があるのだけれども、あなたのネットワークの中でそれは克服してくれるような人材はいないかというようなことだとか、そういうことをあそこの中でやり取りをしながら進んでいくのではなのかなというふうに思っているところです。商店街の方たちも会いますとよく言われるのが、かつて集合店舗も構想した時期もあったわけですが、これが同じものにはならないのですけれども、そういったたぐいのものができていくということであれば、最後のチャンスなのかもしれないねということは、商店街の方たちの口からよく出てくる内容なのですけれども、それも行政がすべてこうやる、ああやる、ああやったほうがいいのかということではなくて、そこそこの商店街も含めてやれることを積極的に出してもらおうと。それに町として答えられることは答えていくと。それが人の配置であるかもしれませんし、お金の支援ということになるかもしれませんし、そういうことは徐々に今これから具体的な内容が出てくるのだらうというふうに思っています。そのときに、それをある程度取りまとめて、こういう方向が出ていますけれども、皆さんのほうからご意見どうでしょうかということで、所管の委員会等々、あるいは全員協議会になるのか、形態はいろいろとあるかと思えますけれども、そんな中でまた協議をさせていただきながら、やっぱり活性化に向けて何かをしないとそうならないものですから、進んで行きたいなというふうに思っておりますので、そういうふうになるようにご協力を、議員の皆さんからもお願いしたいなというふうに思っています。

それと、あわせてそこにきのうも篠原議員さんのところでお答えしましたけれども、子どもたちの取り込み方、これも重要な要素になってくるというふうに思っています。別な場所でもお話しましたが、子どもがなかなか集まる居場所が、もちろんアソビバつべつとか、そういう児童館的なものはもちろんあるのですけれども、中・高生がバスを待つ時間だとか、そういう何か集まってジュースを飲みながら話をするだとか、そういうような場所がほとんどないというような状況ですので、隣の北見市など行きますと、ビクトリアのあたり、ステーキハウスですけど、ああいったところに入って宿題をやっていたりとかしているのをよく見かけますけれども、そういうもの

もできるような、子どもたちが集まってそこで勉強もできるような、そういうようなことも、さまざまなことがあそこで出来上がってきて、ちょっとそのときにソフトクリームを食べようかとか、そんなことにもつながって行ってやっているうちに、またそこに働いている人や僕らのほうに、おじさんこういうことはできないのだろうかというようなことが多分出てくるのだろうと思いますので、そういうものも組み合わせながら、一つ一つ去年より今年はまたよくなったと、今年より来年はもっとよくなったというふうにつながっていけばなというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 最後になりますけども、町の以前からの説明で活性化だとか振興については、我々も共有できる部分も十分あり過ぎるぐらいだというふうに思っているのですが、やはり、今までの経過を見てみますと、やっぱり計画全体の総合的な説明が先延ばし、先延ばしで、ずっと全然ないというのが、こういう現状では私も町民の方に自信を持って説明等できないのです。プッシュしたくてもできない部分が、今現状では感じているというふうな形が現状です。それで、今回については私は賛成は、まだ時期尚早かなというふうな感じで思っているのですが、いずれにしても我々も決して足引っ張りで言っているのではなくて、やはり立派な計画を肉付けして、何とかなるものなら何とかしなきゃならないというふうな意気込みもあるので、とりあえず我々求めている資料を外部もあるから簡単でないのかもしれないけれども、なるべく早くまとめて、骨格だけでもまず提示をいただきたいというふうに思います。

それと、本当は補助事業の性格からいったら、計画の基本があってそれを徐々に進行形で内容を詰めていくというのは、今までの補助事業で私はやったことないのですが、そんなスタイルが許されるのかどうか分かりませんが、その辺も含めて、ちょっと最後お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 全体計画が示されていないということを含めて、それについては、なるべく早く骨格も含めて各所管の委員会等々にお示しをしていき

いというふうに思いますので、その分についてはご理解をいただきたいと。よって、まちづくりセンター運営協議会のほうで立ち上げて、そこを精力的に進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。それから、今回の臨時交付金との性格で言えば、谷川議員も大先輩でありますので、そういう補助事業がらみでそうやってやられていきましたけれども、ときの政府の考え方含めて、これ本当に簡易な計画になっております。よって、まさしく福田内閣から始まりまして、次に麻生内閣がありまして、今回また、きめ細かな臨時交付金みたいなことが出ましたけれども、本当に簡易な計画になっています。まさに極端なことを言えば、維持補修ですとかそういったことも含めて、この林業関係の補助事業も、これは経済危機対策臨時交付金の一つのメニューとして道で基金を造成して、要するにそういう事業をやるところについては手を挙げる方式でなった内容であります。よって、そういった部分の中で、非常に地域の雇用ですとか、地域の建設業の活性化、そういったところが一つの基本線になった臨時交付金でありましたので、今までの懸案事項であったものも含めて維持補修的なものの臨時交付金を活用させていただいたと。新たなものについては、今回の部分について、たまたま総合計画でそういう柱がございましたので、そこで私どもも手を挙げたというような内容でありますので、前段、谷川議員のほうからありました、そういった資料、データ等については早急に7月中旬ぐらいまでには、まちづくりセンター運営協議会が立ち上がりますので、次期、総務文教常任委員会の中でもお話しましたように、中間報告、中間報告をさせながら、また議員の皆さんのご意見をいただきながら、よりよいものにしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからも今課長が言いましたように、臨時交付金、それと活性化の林野庁のほうの補助金ですけれども、これ非常に当時言われた言葉で、使い勝手のいい交付金ということがしょっちゅう言われまして、計画書もペーパー一枚というような、これまでにないようなやり方だったのです。要は、リーマンショック以降、落ち込んできているということで、地方にお金をどんどん回すので、それを積極的に活用して地域の経済力を上げなさいというのが目的でしたので、それに対し

ていちいち細かいことは言いませんよということで始まっています。とは言いつつも、次から次からお金が来たものですから、自分たちが来年、これやろうとしていたものも、全部ストックを使い果たしてしまうというような状況もありまして、そうすると、その年の中でなかなかでききれないということもあって、繰り越し事業になったりということで、1年だけ繰り越しは認めますよというようなこともあって今日にきているわけですので、求められているのは1万1,700人、これはきちっとつくって、これぐらいの人たちは活用するような施設でないといけませんというのが一つのものになっていますので、この部分についてはきちっと果たしていかないと、もらった約束事が成り立たないという状況になっていますので、ここは頭に入れていきたいなというふうに思っています。話がやっぱりそういう流れで来たものですから、とは言いつつも、何回もこの間、いろんな団体だとか、設計図は今まだ具体的なものは出てくる場所ですけれども、イメージ図は皆さんにも示していますので、こんな感じのものということで、各団体とも皆さんに資料をわたしておりますけれども、話し合いをしてきた経過があります。準備委員会でも相当いろいろ話をして、そして設計屋さんも入ってきて意見を吸い上げていったりというようなことで、かなり当初から見るといいものに固まってきたかなというふうに思います。これから協議会の中でいよいよ大体のものは、私の認識としては相当煮詰まってきたというふうにも思っていますので、今度、少しそれに固めていくような作業が、そこからまたゼロから始めろということになると、とても運営委員をやっている人も、協議会をやっている人もできる話ではありませんので、これまで積み上げてきたことを、その人たちもかかわりながらやってきましたので、もう一度整理をし直して、そして、あとこれとこれとこれを決めていきましょう、というようなことで進んでいくというふうに思っていますので、次回また、もう少し進んだ形のものをお示しできるかというふうに思っていますので、そこでの議論をまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませぬか。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時25分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 先ほどらい言っている多目的活動センターの件について、今までの準備の過程と、それから町民の意見とかいろいろ話があるのですが、私の周りにも賛否両論があるのは事実です。今日までスタートしてきて、先ほど個々のことは全部というか質問じゃなくて、各団体とかと結構すり合わせをしてきているというふうな町長とか担当の方の答弁があったのですが、私はこういうのは団体でなくて個々がたくさんかわれるというか、個々の意見というのももっと大事にしたらいいのじゃないかなというふうに思っています。

それで、津別町では、まだすべてにパブリックコメントという制度ができていないわけじゃないのですが、第5次なんかでは、そういうパブリックコメントをしていますみたいなのがあったかと思います。これでいろいろな多目的、仮称ですけど、中にはいろんな目的のものが幾つもその中に入っています。それで、それには個々の人のいろんな専門性というのも、もしかしたらあるのじゃないかというふうに思うので、私はどこかの時期でパブリックコメントが無理であれば目安箱にするとか、もっと団体の特定している商工会だとか、農協だとかいろいろ、あといろいろな林業関係だとか、そういう団体から漏れるのが、わりと女性だと思うのです。こういう施設に女性が行かないと絶対人がたくさん集まらないと思うのです。どこに行ってみても、観光地に行っても、皆さんも行ってられると思いますが、ここは女性少ないですけど、観光地だとか、いろんなそういう遊ぶようなところというか、そこはまず女性のほうが6割、7割方多いと思うのです。ですから、ここの施設が運営されるまで、まだ煮詰まっていない部分があったら、特に個々の女性の意見をどこかで集約してほしい。それから、さっき子どもの出番もあるかもしれないというお話があったので、そういう今まで聞いていないところの意見を、何らかの形で吸い上げてほしいという要望をしたいと思

います。

それともう1点ですが、13ページの寺への町有地売却代金とか、いろいろ問題がありました。今回、佛願寺に100万円で土地を売るというのがあります。やっぱりこういうのは、図面を書いたものが私たちのところにあると、売ったんだね、どこだったっけというのでは、やっぱり議員としても、他から聞かれた場合に資質みたいなのも問われがちなので、そういうときにはきちっとしたものを提出していただいて、誰でもがそういう重要な町のある場所の売買については、わかるようなものを提出していただきたいと思います。それで、ここの金額と売り渡し先というのですか、それと数字はわかりました。場所を明確にさせていただくと、坪というのでしょうか、どんなふうな単位で売られたのかどうかわかりませんので、その点についてお尋ねします。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） 篠原議員さんからの個々の意見、特に、女性の意見をどこかの時期において集約を願いたいというような要望、意見がございましたので、それらの意見を私どもも考えているところでございますので、まちづくりセンター運営協議会の議論過程の中で、そういったところを含めて対応していきたいと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課長。

○総務課長（林 伸行君） 緑町の土地の関係、図面等でお示しできなくて大変申し訳ありません。次回以降、こういった提案をするときには、必要な資料を出したいなというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

土地の場所につきましては、緑町7番地の7で、松平さんのお寺に隣接するところの納骨堂に隣接する土地です。もと職員住宅が向かえにあって、今取り壊して職員住宅用の物置を建てた細長い、入り口に防火水槽があって奥のほうに細長くなっている土地なのですが、そこは今後道路も間に挟まっていますし、その隣接のところを利用していただく以外に用途はないのかなということで、お話申し上げましたら、購入してもよろしいというお話がありましたので、今回そこを処分するということがあります。面積につきましては、防火水槽の部分を除きまして、そこは移設できない

ということでもありますので、防火水槽の分を除くということの先ほどの分筆の費用でありますけども、342 平米、これを 100 万円でお売りするということでもあります。単価の内訳の詳細がちょっと持ってきておりませんので、これにつきましては……、不整形地ということで、坪 1 万円の金額というふうになります。これが住宅を建てれるような 6 軒幅あるとか、そういったふうになるともっと高くなるのですけれども、細長く物置を建てるのがやっとなというようなところで、細長いということ。それから非整形地というようなことで、そういった単価になったということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） 今の坪 1 万円のこともわかりましたので、ぜひ次回からお願いしたいと思います。

それから、今まで住民のほうを主体的に、5 次総合計画とか今までも進んでいるので、今そう思うとあまり役場のほうから発信するパブリックコメントはどうかなというふうに思いながらいるので、この何というのですか今度できる運営協議会が主体となってできるだけ、注文つけるのは変なのかもしれないのですけれども、その人たちが外の声をできるだけ拾ってもらえるようなことができないか、黒子の人たちに言っていただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤善己君） いずれにしても当初予算の段階で、このまちづくりセンター運営協議会が立ち上げた段階において、進捗状況含めていろいろとこれからのまちづくりセンター運営協議会の協議内容等々について、チラシ等々を含めてニュースを発行したいという考え方を持っておりますので、そういった取り組みをしながら、今篠原議員さんがご要望いただいた内容について、協議会のほうでも検討を進めていきたいと。いかに私どもも町民の皆さんが本当に活用していただくと、そういう施設になってほしいという願いもありますので、そういった形の中の取り組みを進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

6 番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君）　まず、多目的活動センターの件について、若干ちょっと私も、私どもの委員会の中で私が仕切ってやっているわけですから、今3人の質問を聞きますと、全く同感な部分もあるし、私と見解の違う部分もありますから、それは、それぞれの意見で今後委員会においても十分詰めて、私も十分責任を持ってやっていかなきゃならないということで今伺ったわけなのですけど。設置条例は、恐らく12月ごろにはつくらなきゃならないと。今、仮称で多目的活動センターという仮称になっていますけど、これらが本当にこの名称がいいのかどうかというのは仮称ですからわかりませんが、簡単に言えばふれあいか、交流センターみたいなもので、大勢の町民の人たちが自由に利用してもらおうという形の中では、ひとつのかた苦しい仮称よりも、もう少しオープンな名前をつけて、気軽に行けるような名称の中で、やっぱりみんなの利用を高めるということが大事ですから、その辺、恐らくスケジュールから見たら今いろんな意見も出されましたけど、今回、企画財政課長もこれから今後の委員会にかけて中間報告しながら煮詰めていくと言いますが、やっぱりスケジュールから見れば、あと9月ごろに立ち上げる形になれば、やはり今言ったようなことをきちっと詰めて、より言われた意見を反映していくことが私は大事ではないかと思えますけど、その辺のスケジュールから見て十分意に沿っていけるのかどうかだけ確認したいと思えます。

それで、ちょっと私はこのことについてはあまり触れたくないのですが、実は、13ページの森の健康館の管理業務、ちょっとこの機会ですから意見というか、質問をしながら聞いていきたいと思えます。この需用費と備品購入費においては、先般、私たちの所管の現地視察の中で説明を聞きましたので、この最低限の修繕費と備品購入においては、町の施設ですから当然必要であるということで、この件については私は認めたいと思えますので問題はないのですけど、実は、総務委員会のときにランプの宿森つべつの入り込み実績の報告されたわけです。6月の15日に、その以降の動きというのはそんなになっていませんけど、私は、この機会じゃなかったら言えないからちょっと聞きたいわけですが、恐らく参事、担当者もアンビックスと連携して、より利用率を高めるような形の中で精一杯の努力をしていますけど、参事としてはいろいろな町民の声も耳に入ってくる部分もあるし、認識している部分もあるかもしれま

せんけど、私は一番心配するのは、これトータル的にまだ3か月しかたっていないから、1年の結果がどうだということで求めてはいませんが、この3が月の状況を見ても、当初、無料券を配ったときにはお客さんが風呂に行ったと。そして月の実績から見たら、やっぱり見通しすると、この実績の今の流れで見ると、果たして当初の計画目標どおり近づけるのかなと。これは1年やってみないとわかりませんが、そういう不安を持っているわけです。そこで、私もできるだけ町民に不安材料を投げかけないように、町民の一人一人の声を会えば聞きます、行った人に。利用しない人に言ったってしょうがないから、行って来た人に食べ物はどうでしたか、接客はどうでしたか、雰囲気はどうでしたかって聞く部分で、ちょっと大げさでないけど、白馬さん、こういう意見がありますから少しでも反映してくださいということであって、まず、町民一人や二人を相手にしていませんから、私。町外からも聞かれましたけども、まず、食べ物の内容において、ご飯がまずいと。これは完璧に5、6人から私は町民から言われています。食べた人たちから、どうしてあんなにおいしくないご飯を出すのですかと、おかずは私は知りません。米が地元産のを使っているのですかって。ほかと比較したら、やっぱりご飯が落ちていきますよと、これは改善したほうがいいのではないのですかと、これはよく聞きます。それと、もう一つ極端に言うのは、値段が高いのではないのですかと、どうしても行きやすい値段には設定しないのですかと。私はそのときにちょっとグレード高くしていますから、質を落とさないためにもやはり値段も少し落とせないような形になっていますけどと言うけど、町民の人たちが心配するのは、やっぱり今の状況でいくのなら、先行き3年もたないでしょうというのは一般的な声です。私は会社が大きいから穴埋めしてでも3年もたせますと、契約していますから大丈夫ですよと言っていますけど、この辺が非常に私たちが聞いている声と町の持っている意識がちょっと薄いのではないかと思います。私は、こんなこと言いたくはありませんよ、うちは谷川議員も委員会でいろいろなことを言っていますから、ごもつともなことだと思えますけど、やはりこういうときにこういうことをやっぱり町長あたりもきちっと聞いて、もう少しその辺の町民の声、本当の本音で町民が言うのですから、その辺の声が反映されてこそ、町民がやっぱり向いて利用するということですから、こういうことが私は大事だと思って今本音を言っているわけですけど。

恐らく、参事はいろいろと耳にしていますから、アンビックスとの話し合いの中で、今言ったようなことも含めいろいろなことを今検討しながら、町民にもう少し利用してもらおうというような考えを持っていると思いますけど、その辺を含めてまずちょっと質問しますので、聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（斉藤善己君） 私のほうから多目的活動センター、今仮称になっておりますけれども、今議員が設置条例のことも含めていろいろとありました。当然、来年度の予算にかかわることですので、12月には設置条例の議案として提案できるようにスケジュールを立てなければならないというふうにして理解をしているところであります。そういう状況の中で、当然ながら先ほど言いましたように、谷川議員のほうからありましたように、骨格的に早期に詰めながら、また具体的な部分については、途中途中の委員会で中間報告をしながら、また意見をもらいながら、最終的に12月の議会の設置条例に向けて進めていきたいと思っております。そういう状況の中で、これも例えば名称をどうするのかという問題というの也有りますので、あるいは名称、あるいは呼び名といいますか、そういったところも含めて、これはまちづくりセンター運営協議会の中で協議をしていかななくてはなりません。特に親しみやすい、あるいは利用しやすい、あるいは皆さんが利用できるような施設としてつくり上げていかなければなりませんので、そこら辺も運営協議会の中で協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） ただいま白馬議員のほうから、森の健康館につきましてご質問いただきました。前回の総務常任委員会等でも入り込み実績等につきましてご報告申し上げたところでございますが、当初、年間想定いたしております入り込み人数、宿泊8,400、日帰り入浴2万、宴会2,000、年間売り上げ1億1,111万7,000円という目標でございまして、4月・5月のまだ実績数値でございまして、宿泊で460人、日帰り入浴等合わせまして、無料券・優待券合わせまして5,080人、宴会につきましては365人、売り上げにつきましては4月・5月合わせまして1,108万3,000円という部分でございまして、おおむね入浴の部分につきましては、無料券や優待券等の

こともありまして、それなりの数字が出ているのかなというふうに思いますが、まだやっぱり宿泊人数についてはちょっと弱いというふうな認識を持ってございます。また、この間、町民の皆さんや利用者の方からのいろいろなご意見もございまして、逐一改善をするというようなことも含めてアンビックスのほうにお話をしているところでございます。

具体的には、今ご指摘のございました食べ物の関係、それから宿泊利用にかかわります利用料の関係、これらにつきましてもこのご批判といいましょうか、お話を受け止めまして、今後これから6月は終わりますが7月・8月、これからの需要期に向かいますより一層、利用客の増に向けての取り組みをお願いをしておるところでございます。確かに、3年間の指定管理期間ということで、アンビックスのほうとの基本協定になっているわけでございますが、いずれにいたしましても、こういったサービス業につきましては、評判等が大きなウエイトを占めてまいります。特に、いろんな苦情等の中で、特に食べるもの値段もございまして、特に気をつけていきたいという点につきましては、特に人的なサービスの部門で不快な思いをさせたりとか、そういったことのないことが大変重要になってくるというふうに思いますし、今後、長期的に施設を運営していくという場合には施設の評判といたしましては、長期的にやはり人的なサービスというものが根本的に欠かせない要件でございまして、アンビックス社のほうとしても再三お話ししている点につきましては、そのことが一番の課題といいましょうか、どの施設をとっても重要なポイントだというふうに伺っております。支配人含めてアンビックス本体のほうから来られている方もおりますが、多くは地元の従業員でございます。サービスの向上に向けた人的な資質の向上とあわせまして、今何点かご意見のございました点も含めて今後改善していくようにアンビックス社のほうとお話をしていきたいと思っております。

また、先日クリンソウまつりで社長以下、会社の役員等もランプの宿に見えられまして、その中でいろいろな意見交換はさせていただきました。今後の運営の方法といたしまして、町とアンビックスの関係において、現地の運営者も含めてでございますが、7月といいましょうか、来月から正式にといいましょうか、改めて三者といいましょうか、町とアンビックスとの間において定期的なそういった意見交換をしなが

らいろいろな利用形態、利用増に向けた話し合いを情報交換も含めてやっていこうというふうなお話をしたところでございます。アンビックスの前川社長の感じとしては、そう簡単に一度落ちた客足は戻りません。もう少し時間をください。時間をかけてサービスの向上に努めて、ここから確か25キロある施設ではございますが、町民があそこの施設は、と言ってもらえるような施設にぜひしたいということを再三申し上げましたので、来月以降も含めまして、大きな視点に立って長期的な運営というものも根底にございますが、町民や利用者のサービス向上に向けた意見交換を今後とも進めてまいりたいと思いますので、今後とも、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 参事のほうから取り組みについて、進め方について、それなりにアンビックス社と努力しているということで、改善をしていくということで、常にそういうお答えをもらっていますから、それはそれで、私も信用してやってみようことに越したことはないのですが。私は、町民の人たちが言うのは、率直にそういう声が私たちの耳に入るということは、町長なんかに直接言わない人もいるし、みんな持ち上げている人もいるかもしれないけど、私たちがなぜ言われるかと言ったら、議会で決めたじゃないかと。よく言うのは、また失敗したら、今度は町長責任あるぞと言うけど、いや私は私の責任もありますよと、議会で決めたのですからと、みんなで決めたのですから、何も町長だけでないですよ。責任あるのなら責任あるように、もう少しきちっと工夫してやりなさいということはハッパかけられますよ、ですから私もこういう質問をしていて、やることをやって努力した結果だめなら、これは仕方ないです。お客さんが行かないのですから、町の人。これは結果論ですから。ただ、足を運んでもらうような努力は、やっぱりこういうことに応えていかなかったら、何ら津別の町の施設として、もともとあれは町の施設として、もう少しオープンに町民の人たちに行ってもらおうという施設が、たまたまホテルになってグレード高くして、ランプの宿になって、今は都会の人だけが来てもらえばいいという雰囲気はないでしょ。ですから、値段も少し安くしてほしいという声は実態としてはあるのです、本当に。だったら、もっと安くして入れればいいのじゃないかと。なぜかと言ったら、い

よいよ困って閑古鳥鳴いたときに値段半分にしたからって行かないよって、みんな。そんなこと足元見ているから、今のうちから行きやすい値段を設定して、そしてアンビックスさんに町の人たちに少しでも利用してもらったほうがいいんじゃないですかというの、町民の全くの生の声じゃないですか。それに対して、おまえらおかしいんじゃないですかって言えないから、そのとおりだと私は聞いています。その努力はしていきますよと。ですから、今参事が言ったとおり、やっぱりアンビックス社は都会の業者かもしれないけど、あんな田舎に格好つけたってどうもならないです、悪い言葉ではないけど。グレード高くしたからって、そんなことは関係ないと言っていますよ、町民の人は。値段安いほうがずっといいですよ。おいしいもの食べさせてくれることに越したことはないですよと言っています。これは率直な声ですから、言い方は乱暴かもしれないけど、ぜひひとつその辺もアンビックス社に伝えて、町民一人でも多く使ってほしい。それから、日帰りでいろいろ食事だとか、宴会だとか、それから、いろんな層が行くと思うのです。必ずしも宿泊があれではないけど、そのときに弁当もいろいろなスタイルで出すと思うのですが、やっぱりそういうこともお聞いているのです。やっぱりお客さんの層にあった弁当だとか、食事をつくってやればいいんじゃないですか。何も決められた料理だけではなくて、やっぱりたくさん食いたい人もいるし、若いやつはボリュームがあったほうがいいし、そういう声も実際には聞いているのですよ。だから層に合わせた、そういうような改善もしていくことは、これは大変だと思います、やっていくほうは。でも、それらも聞いているのですよ、そんなことを言ったってと思うかもしれないけど、副町長、本当なんだよ。そういう声は私たちも聞いて、少しでも今から反映して、少しでも改善すれば、また私たちが応援しやすいし、ああよくなったなということで足も進めるから、我々も行け行けと言いますから、それもできないと。そういうことがやっぱり私たちもこういうところで言っていかなければならない立場だから言っているのもあって、町長も副町長もちょっと甘いと思うのです、考えが。もっともっと陰では、さっきの多目的センターのことじゃないけど言う人は言っているのです。そんなもの行かないです、何ぼ言ったって理解してもらえないのだから。だから、行く人に少しでも何回でも足を通わす、リピーターにさせなかったらだめなのです。都会から来ると、いいロケーショ

ンだと言うのは当たり前です。それはしょうがないです。だけど都会の人だけを狙っているわけでないから、この間も、ある美幌の会議に行ったら、やっぱり北見管内の周辺のお客さんも、もう少し白馬さん募ったらいいのではいいのじゃないですかと、そういう声も聞こえるのです。だから、それにはやっぱりさっき言った、ご飯がおいしくないなんて、北見の人が私に2人も言うようだったら、そんなおいしくないということないでしょうと言っても、実体はそうなのですかと言ったら、ないですよと。そして、お客さんが少なくなるとサービスが落ちることをみんな心配しているし、やっぱり集客力のないところには行きづらいというのです。やっぱり少しでも賑わっているほうが私たちも行きやすいし、やっぱり客が少ないところには、客は向いていかないと言うのです。それはそうですね。それで料金も何か高そうに見えてきたと。やっぱりつくるほうも高くもらわなかったらやっていけない、食堂でも店も同じです。これはみんなお客さんが知っているのですよ。だからそういうふうにならないように、今から努力していかなかったら、だから私は、町長にも副町長にも個人的には話すけど、やっぱりもう少しアンビックスさんと話すとき、参事だけじゃなくて町長もこういう声が議会であって、もっと町の施設だから、もうちょっと利益を追求することも大事だけど、その辺も町長の工夫でひとつ考えて話し合っていて、今のようなことにならないように、恐らく秋風が吹いてくると足を運ぶ人も行かなくなると思いますよ、遠いから。距離感は解決できません、これは。みんな遠いから行けないというのは当たり前です。これは解決できません、私は行きますけど。ただ、ほかに努力してお客さんを向ける方法は私はあると思っていますから、その辺、もう一回、町長の回答も聞いて終わりたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） 今、白馬議員のほうからご指摘がございました。私のほうも聞いている部分も間違えなくございますし、やっぱりお客さんの部分については、やっぱり百人百様の考え方も含めてありますけども、やっぱりリピーターを中心に大事に考えていくということになれば、今白馬議員が言われたことも非常に重要なことなのだろうというぐあいに思われます。この間、アンビックスの中でもこのランプの宿をやったはいいいけれども、やはり近隣町村でも、北見市の人でも、こういう施設が

津別にあったのだと知らない人もたくさんいらっしゃるというのも実感として私も思いましたという、こういう話もアンビックスのほうからも聞かされておまして、そういう意味ではPR部分については、まだまだやり方によっては違うのではないかなというような話もお伺いをしているところでございます。今、食事等の中身の話もございました。これは参事のほうが先ほどお話を申し上げましたけれども、今回のクリンソウまつりのときに、アンビックス社のほうとも具体的にこちらのほうから提案をさせていただきまして、毎月1回ぐらいはお互いが協議をする場、いろんなことを持ち寄ってお話をできる場というような形でどうでしょうかということで正式に提案をさせてもらいまして、アンビックス社のほうからもぜひそういうことでよろしくをお願いしたいというような話もございました。こういうことを踏まえて、それは白馬議員から聞かされた話も、率直にこういう点もでございますよというような形で、すべてを丸く治める方法というのはなかなか非常に難しいかもしれませんが、知った上での対応と知らないままでの対応では、これはまるっきり違ってくるだろうというふうにも思っているところでございます。そういうのを含めて、まだ2か月、約3か月終わろうとしているところでございますけれども、こういうことを踏まえて、そして対応は十分図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 私のほうからも少しお話させていただきたいと思います。あそこの責任者というのは支配人がされてまして、神奈川といいますか、横浜から移住されてきたご夫婦が中心になってあそこをやっているわけですが、この間、クリンソウまつりのときに社長も見えられまして、かなり檄を飛ばしているようでした。やはりやり方、社長から見て、このやり方はおかしいというのは、集めて随分言われたりしていたようです。そういうことで、直接的なあそこの責任者は支配人になるのですが、時々社長が来て、そして経営状態がどうだあだという、あるいは接客のサービスがどうだとうことは、それは専門の目から見て注意をしているというのは聞いております。そのときに社長ともクリンソウまつりのとき、ちょっとしばらく話をしたのですが、6月が間もなく終わろうとしていますけれども、やはりどう

見てますかと、この間、約3か月になりますけども、それはちょっと早すぎると。やっぱり、ちょうど私が二つの委員会でお話しましたように、上半期、下半期ぐらいでせいぜいものを見ていく必要があるのではないのでしょうかというお話をしましたけれども、やっぱり半年、半年でちょっと見ていくべきだと思うので、今どうこうという話は、ちょっとまだ節足過ぎるかなというお話をされておりました。

その中で、向こうからの提案がありまして、あそこに行かれた方は知っているかと思いますが、お泊りになった方は、系列の会社、ホテル3泊すると4泊目がただになります。そのスタンプを押す紙が入り口のところに置いてあるのですけれども、それを今度押して来る人たちへ、道東のうちが一番遠いものですから、大抵車で皆さんが来られるときのマイレージを何かに使えないかということで、3泊して津別に行く場合は、その距離をマイレージに、お金に換算して、その部分を津別町に寄附をすると、それを森づくりに回してほしいという今企画を立てているとうことで、そんなことも今考えていますというのと、それから津別の町民の方が札幌にお泊りになるときは、ぜひ札幌クラッセホテルをご利用していただきたいということで、これは電話でも津別町のだれだれですと言えば、オールシーズン1泊朝食付きで5,000円で、すべてお泊りできるようにしますということで、本当に津別の人かどうかというのを、いちいち身分証明書を見せなさいだとかそんなことは一切しませんということで、津別の人ランプの宿に泊まることももちろんあれなのですけども、ここにいる人たちが札幌に来たときクラッセホテルに泊まるということが、実はそのグループ全体の収益にもなっていくというものの見方をしているようですので、これが系列の強みなのかなというふうに思っていますので、なかなかいいやり方をしてくれるなというふうに思っているところです。

個々の注文項目いろいろあるかと思いますが、さっきご飯の件は私も聞いていまして、一人聞いたことがございます。それらも含めてこれはまた担当のところと、先ほど副町長が言いましたように月一遍ぐらいお互いに、これはアンビックスというよりも支配人とお話をするような格好になると思いますので、そこはかなり全権を任されているようですから、そことまた協議をしながら一つ一つ不満な点を改善していくという方向に持っていつてもらいたいと思いますし、そういうふうに進めていき

たいというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 6番、白馬康進君。

○6番（白馬康進君） 副町長も町長も、前向きに取り組んでいくということで十分わかりました。それはやっぱり町長もいろんな話をしましたけど、マイレージというのはちょっと私わからなかったのですが、連携を保ちながらやることも結構でありますけども、要は、やっぱり今どうしてもお客さんというのはほかの施設と比較しちゃうのです。阿寒の例もあげるけど。やっぱりほかのところが一所懸命値段を崩しながら接客、サービスしていると、やっぱりこういうところがどうしても見られると、そういう批判的になる。で、いろんなご飯のことも、同じ人が同じことを言っているわけじゃなくて、いろんな人がいろんなふうに言うから私は言っているわけであって、その辺もあるのかな実態としてということで、私はあまり感じないですよ、やっぱり食べている人が実際にそうやって言うのであったら、それはみんなに合わせた米を使ったり、みんなに合わせた料理をうまく適用していかなかったら、これはまずいなと思っています。やっぱり、一人のお客さんを大事にしなかったら、みんなホテルでも何でも口伝いでいくから、これやっぱり変な悪評が立ったり、不満があると行くな、行くなとなるから、やっぱりそういうところのイメージというのは払拭しなかったら、これやっぱり何たって少しでも行ってもらわなきゃならないから、そういうことで、私はぜひひとつ町長の言ったとおり、副町長も力を入れているようですから頑張ってください。

それから、参事に聞くけど、町民優待券は実際に配布しているのだけど、この間もこれも2、3人私もわからないのだと言うけど、周知しているし、もらいに行ったらくれるよということを行っているのですけれど、これ6割ぐらいは行っているようですけど、これも利用する人はしているし、しない人は全く何ぼもらったって俺たち行かないからこんなものは必要ないと、必要のない人間にそんなものは何もいいのだけど、必要としている人間に実際に求めている人に全部行き渡っているかどうか、その辺をちょっと確認したいのですが、周知が足りないのかわからないけど、その辺ちょっと今回、この機会に聞いておきます。やっぱりこれらをうまく活用しなかったらだめだと思うので、風呂に行くお客さんに対して。せっかく割引券みんなに配

るといっているのだから、この辺の効果というのは、私も少しあってもいいのかなと思いますから、この辺の関係についてちょっと聞かせてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事（石橋吉伸君） 白馬議員のほうから町民優待券の関係につきましてご質問がございましたので、これらの周知方法についてお話申し上げたいと思います。今月頭の段階ですけれども、町民の方につきまして約6割程度の方に交付を既に終わってございます。当初は、私どもが戸籍の前のほうで、国民健康保険の保険者証との交換時期にあわせて、回覧周知をいたしまして交付をしたわけですが、その後6月に入りましてからは、戸籍の窓口で直接交付するような形態をとらせていただいております。その部分についての周知でございますが、まだ4割の方が、まだみえられてないということでございますが、なかなか100%というわけにはいかないというふうには現実的には難しいかと思いますが、知らなかったということにも、またこれはできませんので、実は、明日交付予定ですが7月1日付の広報つべつのほうに、もう一度改めまして、この町民優待券、ランプの宿森つべつの入浴券の配布につきまして、また広報で7月1日付の広報で周知する予定でございますので、余り大きな扱いではないので、また見過ごされるという可能性もございますが、そういった周知に今しております。またあわせて、そういったことで機会を見て周知を図っていきなというふうに思っております。この町民優待券の部分はそのようなことでございますが、無料バスも運行してございまして、それぞれ4月・5月、月ごとで言えば17回ずつ回数行っております。4月・5月合わせまして707人ということでございまして、4月の利用につきましては1日当たり25人ほど。5月につきましては16人ほどということで、4月につきましては、ランプの宿で発行しました無料券の関係もございましたので、そういう数字かなと思いますが、今月等につきましてはまだちょっと結果がまいっておりませんが、若干16人よりも下回る数字かなというふうに思います。大体月・水・金ですとか、曜日ごとに変えて行っておりますので、大体利用された方もある程度限られてきたなという感じを正直言って思っておりますので、これらについても今後の対応につきまして、また検討する必要があるかというふうに思います。とりわけ町民優待券につきましては、またそういった周知方法をと

りながら利用拡大に向けて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 57 号 平成 22 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（鴫田憲治君） ただいま上程となりました議案第 57 号 平成 22 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。補正の理由につきましては、先の提案理由で申し上げましたように、歳出では、人事異動による人件費並びに負担金の確定に伴う後期高齢者支援金等の額の変更及び保険給付費の増が主な補正であり、歳入では、負担金の確定による国庫支出金及び道支出金の追加並びに人件費等の補正及び財源補填による繰入金の追加などを主な内容とする補正であります。

第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,429 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 億 4,149 万 3,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、8 ページ、9 ページをごらんください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、給与費で

4月の人事異動に伴う261万5,000円の減額補正、総務一般事務経費では、臨時職員の雇用保険料の掛け率のアップにより9,000円の増額補正であります。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目2 退職被保険者等療養給付費につきましては、入院等により療養給付費の増加が見込まれることから、2,513万6,000円の追加補正、項2 高額療養費、目2 退職者被保険者等高額療養費も同様の理由で、777万4,000円の追加補正であります。

款3、項1 後期高齢者支援金につきましては、平成22年度当初の申請により額が確定してきましたので、目1 後期高齢者支援金で1,525万9,000円、同じく、目2 後期高齢者関係事務費拠出金で2,000円、それぞれ減額補正であります。

款4、項1 前期高齢者納付金につきましては、同様に、平成22年度当初の申請により額が確定してきましたので、目1 前期高齢者納付金で12万2,000円、同じく、目2 前期高齢者関係事務費拠出金で1,000円、それぞれ減額補正であります。

款5、項1 老人保健拠出金につきましても、平成22年度当初の申請により額が確定してきましたので、目1 医療費拠出金で207万7,000円、目2 事務費拠出金で3,000円、それぞれ減額補正であります。

款6、項1、目1の介護納付金につきましても、平成22年の当初の申請により額が確定してきましたので、129万1,000円の追加補正があります。

款8 保健事業費につきましては、項1 特定健康診査等事業費の特定健康診査等事務事業及び項2 保健事業費の健康づくり事業経費では、臨時栄養士の雇用保険料の掛け金のアップにより、それぞれ1,000円と2,000円の増額補正であります。

款9、項1、目1 基金積立金につきましては、国民健康保険積立金において基金利息分として2万4,000円の追加補正であります。

款11 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金につきましては、療養給付費等償還金としまして、前年度の補助金の超過額として償還金が生じたので、出産育児一時金補助金で12万円、高齢者医療円滑運営事業費補助金で6,000円の追加補正となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、4ページ、5ページをお開きください。款2 国庫支出金、項1 国庫負担金、目2 国庫補助金につきましては、歳出におい

て老人保健拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金の額が交付決定されたことに伴う補正でありまして、療養給付費等補助金の現年度では 503 万 6,000 円、財政調整交付金では 87 万 8,000 円の減額補正となります。

款 3、項 1、目 1 の療養給付費交付金につきましては、現年度分として歳出におきまして、退職被保険者等療養給付費及び高額療養費の大幅な増額補正に伴いまして 3,291 万円の追加補正、後期高齢者支援分につきましては、後期高齢者支援金の額が交付決定されたことに伴い 57 万 8,000 円の減額補正であります。

款 4、項 1、目 1 前期高齢者交付金につきましては、後期高齢者支援金の交付決定に伴い 369 万 7,000 円の減額補正。

款 5 道支出金、項 2 道補助金、目 1 財政調整交付金は、国庫補助金と同様の内容で 68 万 4,000 円の減額補正であります。

款 7 財産収入につきましては、基金積立金利子として 2 万 4,000 円の追加補正。

款 8 繰入金につきましては、一般会計繰入金のその他一般会計繰入金としまして、人件費分で 261 万 1,000 円の減額補正。項 2 基金繰入金の国民健康保険基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして 489 万 5,000 円の減額補正となります。

款 10 諸支出金の雑入につきましては、臨時栄養士の雇用保険料の個人負担分として 8,000 円の追加補正があります。

それでは、第 1 表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 58 号 平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 58 号 平成 22 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、先の提案理由でも説明いたしましたように、人事異動等に伴う人件費減による補正であります。第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 226 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 4 億 3,573 万 3,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをごらんください。款 1 総務費、項 1 総務管理費におきましては、一般管理費の給与費で人事異動により給料、職員手当等で 226 万 7,000 円の減額であります。

続きまして、歳入にお戻りいただきまして、4 ページ、5 ページをお開きください。給与費の減に伴います款 7 繰入金、項 1 一般会計繰入金の事務費繰入金を 226 万 7,000 円を減額するものであります。

では、第 1 表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明をいたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理し、第 1 条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を終結し、これより議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 59 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 59 号 平成 22 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養園長。

○特養園長（鈴木悦郎君） ただいま上程となりました議案第 59 号 平成 22 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして内容のご説明を申し上げます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22 万 1,000 円を追加し、総額をそれぞれ 2 億 7,412 万 1,000 円とするものです。第 2 項につきましては後ほど説明申し上げます。

歳出のほうからご説明申し上げますので、6 ページ、7 ページをお開き願いたいと思います。款 1 施設管理費、目 1 特養施設費で 19 万 6,000 円の追加であります。内訳といたしまして給与費で、一般会計でも申し上げましたと同様、人事異動に伴いまして 32 万 3,000 円の減額、特養施設運営費の 51 万 9,000 円の追加につきましては、共済費で長期臨時職員の雇用保険料率の変更によりまして 31 万 9,000 円の追加、旅費 14 万、消耗品 6 万円の追加は、4 月に生活相談員が異動したことによりまして資格取得に伴うものでございます。続きまして、目 2 デイサービス費で 1 万円の追加であります。

8 ページ、9 ページをお開き願いたいと思います。給与費の 23 万 9,000 円の減額は、扶養の異動によるものであります。デイサービス運営経費の 24 万 9,000 円の追加は、特養施設運営費で説明申し上げましたように、雇用保険料率の変更で共済費を 4 万 9,000 円を追加、旅費 14 万、消耗品 6 万円の追加は、昨年、網走支庁の現地指導によりまして、デイサービスセンター生活相談員につきましても特養に準じた資格を有す

る者の配置をすることと指導を受けたことによりまして、資格取得に伴うものでございます。

続きまして、款2介護支援事業費、目1介護支援事業費で1万5,000円の追加であります。内訳といたしましては、今まで説明申し上げましたと同様、給与費で4,000円の追加、居宅介護支援事業経費で1万1,000円の追加であります。

続きまして、歳入に戻っていただきまして4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。款2繰入金、目1一般会計繰入金で11万4,000円の追加をお願いするものであります。内訳といたしましては、特養事業繰入金の10万4,000円、介護支援事業繰入金で1万円をそれぞれ追加するものであります。

款4諸収入、目1雑入で10万7,000円の追加は、歳出でも申し上げました臨時職員の雇用保険料率の変更に伴いまして、個人負担分の追加であります。以上の補正内容となっております。

それでは、条文に戻っていただきまして、第2項の1表につきましては、ただいま説明申し上げました内容を款項区分ごとに整理したものでございます。

以上で内容の説明を終わりますので、どうかよろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号

○議長（鹿中順一君） 日程第18、議案第60号 平成22年度津別町下水道事業特別

会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第60号 平成22年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、平成21年度に実施した污水管テレビカメラ検査時に確認されたマンホール蓋の改修工事等の実施に伴う補正で、第1条において歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、最終の予算総額を3億9,430万円とするものです。

それでは、補正の内容について説明いたします。歳出の6ページ、7ページをお開きください。款2特環下水道費、項2下水道整備費、目1下水道整備費の管渠等施設整備事業（補助）について、委託料230万円、工事請負費770万円を追加いたします。委託料については、マンホール蓋改修のための調査測量設計業務の委託で、工事請負費については35か所のマンホール蓋改修工事を予定しております。

歳入に戻っていただき、4ページ、5ページをお開きください。歳入につきましては、マンホール蓋改修に係る下水道費国庫補助金として500万円、同じく一般会計からの繰入金500万円を追加するものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理いたしました。

以上、説明申し上げますので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 61 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 61 号 平成 22 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 61 号 平成 22 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、本岐地区の国道 240 号道路工事に伴うバスベイ整備による配水管移設工事に伴うもので、第 1 条において、歳入歳出予算に歳入歳出それぞれに 16 万 6,000 円を追加し、最終の予算総額を 4,106 万 6,000 円とするものです。

それでは、補正の内容につきまして説明いたしますので、歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、給水施設整備事業の工事請負費について、国道 240 号配水管移設工事として 16 万 6,000 円の追加をお願いするものです。

歳入に戻っていただき、4 ページ、5 ページをお開きください。款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金については、工事補償の減額と、工事費の増額分として 65 万円を追加するものです。

款 5 諸収入、項 1 雑入、目 1 雑入については、本岐地区の国道 240 号配水管移設工事の工事補償として、用地内占用部分については地元負担となったことから、48 万 4,000 円を減額するものです。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理いたしました。

以上、説明申し上げましたので、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第 61 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 62 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 62 号 平成 22 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）についてを議題にします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 62 号 平成 22 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、4 月の人事異動に伴う人件費の減額となります。

それでは、内容を説明申し上げます。3 ページをお開きください。収益的収支及び支出の款 1 水道事業費用、項 1 営業費用、目 3 総係費については、給与、手当等、法定福利費、負担金を合わせて 410 万 8,000 円を減額するものです。

続いて 4 ページは、平成 22 年度上水道事業会計資金計画書ですが、記載のとおり補正に伴う水道事業費用の減額により、受入資金と支払資金との差額が 1 億 7,534 万 3,000 円となります。

次のページをお開きください。5 ページ、6 ページは貸借対照表になります。6 ページの下から 5 段目、当年度純利益は、補正予算の結果、3,942 万 2,000 円を見込むこととなります。

では、1 ページに戻っていただきまして、第 3 条の議会の議決を得なければ流用できない経費につきましては、職員給与費を 1,400 万 2,000 円とするものです。

次の2ページの補正予算実施計画につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項別に整理したものです。

以上、説明申し上げましたのでご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時40分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第3号

○議長（鹿中順一君） 日程21、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、村田政義君。

○4番（村田政義君）〔登壇〕 それでは、地方財政の充実・強化を求める意見書について、地方自治法第99条の規定により提出先、内閣総理大臣、菅直人以下、記載の大臣あてに提出するものであります。

それでは、内容についてご説明をさせていただきたいと思います。地方財政充実・強化を求める意見書。世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっております。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められている中で、介護・福祉施設の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけこれらの政策分野の充実・強化が求められています。2010年度予算において地方交付税が前年度比 1.1 兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、新政権の地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。

このため、2011年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求め、以下、4項目については記載のとおりでありますので割愛をさせていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出するものであり、各位議員における賛同をよろしくお願いいたします。

以上で提案いたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより、意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程 22、意見書案第4号 戸別所得補償制度の本格実施に向

けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第4号 戸別所得補償制度の本格実施に向けた意見書ということで、提出者として提案理由を読んで提案理由にかえさせていただきます。

本道の農業・農村は、広大な土地資源と豊かな自然環境を生かして、生産性の高い専門的な農業経営を展開し、食品製造業などの関連産業とともに、地域経済・社会を支える基幹産業として発展してきました。

こうした中、本年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、平成22年度の水田農業を対象としたモデル対策事業の実施状況を踏まえ、戸別所得補償制度を本格実施する方針が示されたところであります。

本道の農業・農村は、今後とも国民の期待に応え、潜在的な能力を最大限に発揮し、我が国の食料自給率の向上に積極的に貢献するとともに、安全・安心な食料の安定供給や国土・環境の保全など多面的な機能を増進する役割を果たしていくこととしております。

本格実施される戸別所得補償制度については、本道の農業・農村の実情や特色を踏まえ、農業者が将来にわたって意欲と希望を持って営農に取り組むことができ、経営の安定に資す制度となるよう、下記の事項、大きく4点ほどあります。その中でまた小さく分かれていますけれども、お目通しをいただきたいというふうに思います。

内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣に提出しようとするものであります。

どうか皆様のご賛同をいただき、提出をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

1番、乃村吉春君。

○1番（乃村吉春君） 中身はいいのですが、ここに潜在的と書いてあるけど、これ潜在的というのが正しいと思うので、字句だけ訂正してもらいたいと思うのです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第5号

○議長（鹿中順一君） 日程23、意見書案第5号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、鳥本英樹君。

○5番（鳥本英樹君） [登壇] 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書について。近年、森林に対する国民の期待は地球温暖化の防止、国土の保全や水源のかん養はもとより、生物多様性の保全への貢献など多様化するとともに、低炭素社会づくりを進めるため、木質エネルギー利用を含め、木材利用の拡大に対する期待も増大している。

しかしながら、国内の林業は路網整備や森林施業の集約化の遅れから生産性が低く、材貨も低迷する中、森林所有者の施行放棄が懸念されるなど、我が国の林業・木材産業は危機的な状況に陥っており、加えて森林・林業の担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

こうした厳しい状況を踏まえて、昨年公表された「森林・林業再生プラン」に基づき、国民の期待に応えていくために、今後、森林整備を着実に推進するとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りながら森林資源を適切に活用し、森林・林業・木材産業の活性化による山村の再生を図るため、以下の5項目を実現するよう要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、衆・参議長及び関係大臣に提出いたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 5 号を採決します。この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 5 号 繰越明許費の繰越について、津別町一般会計を議題とします。

町長から、平成 21 年度津別町一般会計予算にかかわる繰越明許費の繰越について、別紙計算書のとおり提出があったので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、本定例会に報告するものであります。

本件については、ご了承願います。

◎報告第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、報告第 6 号 株式会社津別町振興公社の経営状況についてを議題にします。

町長から、株式会社津別町振興公社の平成 21 事業年度事業報告及び決算、並びに平成 22 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第26、報告第7号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から、株式会社相生振興公社の平成21事業年度事業報告及び決算、並びに平成22事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第243条の3第2項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これで平成22年第5回津別町議会定例会を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時53分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員